

研究通信

No.157 刊会局部郎
1989年7月20日 研究会
村落社会務学商四
事中央大学沢
中吉八王子市東中野742-1
Tel 0426-74-3559

第三十七回(一九八九年)大会のお知らせ

本年度、村落議会研究会大会は左記の日程等により開催いたしますのでお知らせします。

記

一、日時 十月十八日(水)・十九日(木)

一、場所 岐阜県大野郡白川村萩町

なお、開催場所は交通不便なため前泊(十七日)されることをおすすめします。また十九日中に「東京」まで帰えることも可能となるよう交通手段を手配することも考えております。この期間中は「どぶろく祭り」の最中ですので、宿泊予約等を少し早目にお願いすることとし、申込書を同封しましたので、よろしくお願い申し上げます。

大会事務局・早稲田大学 柿崎京一

連絡先・〒359 所沢市三ヶ島町大人間科学部

電話〇四二九一四九一八一一(代)

又は 〒167 東京都杉並区下井草一丁五十一

電話〇三三三九九一〇七六三

八九年大会報告の募集

来る十月十八日・十九日の大会報告を募集します。報告希望の方は、事務局宛八月十五日までに「題名」を付し御送付下さい。
なお、「要旨」(四〇〇字詰原稿用紙五枚前後)を八月三十一日までに事務局宛に御送付下さい。

今日の農業・農村問題における 現代直系家族の諸問題

田代洋一

(横浜国立大学経済学部)

一、論議の対象

専門家の皆様方を前にして概念論争をする気は勿論ございませんけれども、概念としては、石原邦雄さんの概念規定でよろしいのではないか、要するに、規範的な概念としての「現代農村直系（制）家族」、彼は「現代農家直系家族」と言っていますが、「現代農家直系家族」という形でもって今日の対象を詰めたらよいのではないか、といふことがあります。それから実態面の現象形態としましては、三代同居家族、それを具体的には指しているということである。頭のいい皆様方はすぐ概念と実態とはどう関連するのかというような論議もあるうかと思いますが、そういうことは避けて通らせてもらいたいと思います。

で、配りしております資料の、二二頁目の下のところに書いてあります。が、今日はお話し申し上げるのは、二つ枠を作っていますのは夫婦になりますて、夫婦は片方は欠けてもかまいません。それから、類型の左の方に点線で書いていますが、これは世帯主がいないのに父母がいるということは形式論理からするとありえないのですをうしております。今日お話しするような形、主として対象としていつのEという概念、すなわち世帯主夫婦と後継ぎ夫婦がいるお宅、それからまたF世帯主夫婦と後継ぎ夫婦とお孫さんがいる。あるいはG、お父さんお母さんと世帯主夫婦と後継ぎ夫婦とお孫さんがいる、こういうことを対象としているということでした。御承知のように、五十八年の農業調査の結果として大体F・G合わせて五十六・一パーセント、EはCと重なる可能性があるわけだがそれは極めてレア・ケースだとして、E・F・G合わせますと六十二・三パーセント、これが今日対象とする相手であるわけです。従いまし

図1 現代農村の家族類型

類型	A	B	C	D	E	F	G
父 母	□□		□□				□□
世帯主		□□	□□	□□	□□	□□	□□
後継ぎ			□	□□	□□	□□	□□
孫			(24.5)	(6.2)	□	□	
	12.5 % 一世代		34.6 % 二世代		56.1 % 三世代比較		

現代家族直系家族 (62.3%)

て、圧倒的と言えないまでも三分の一はこういう形をとっている。そういうことをどう考へるのか、そういうことを考へてみたいと思うわけであります。

いうまでもなく、こういう形は農家のみに特有の形であるし、また特に東日本に多い形であり、それから一町五反以上層をとるならば七割から八割がそういう形をとっていると言つてよろしいかと思います。専業農家と兼業農家ということで言つならば第一種兼業農家が一番多い形であり、次いで第二種兼業農家、一番少ないのが專業農家である、そういう現象を対象としたい、ということになります。案内の葉書では「農村調査から」ということを申し上げてあると思います。私最近農村をあまり歩いておりませんので実はよく分からぬのですが、こういうテーマをいただいて、思い起こしてくださいつかの例を、一体どうなつていいのだろうかということです最初にお話ししてみたいと思います。

二、農村を歩いて

(一) 宮城県米山町、秋田県大潟村—行き場を失った経営委譲者

まず、この中で何人の方は調査に行かれたことがあると思いますが、宮城県の米山町、色々複合生産組織で有名なところであります。私が、私も米山町の二つの集落をかなり詳しく調査させていただきました。前から宮城県の農業公社等とはおつきあいがありますので、そういう形でもって調査させていただき、かつ村の農政の中心となる課長以下とは、一晩一緒に泊まり込んで色々と話しあった仲であります。ここでは御承知のように、米山町の方針として集落ごとに大体一つの生産組織を、大体五、六戸の後継夫婦、これを核に

して作つていく。従来と違つた形は、当然稻作を共同処理するわけですけれども、同時に畜産等々を個別經營で作つていく。これが米山町の方針であるわけです。それで、こういう連中に農地を集積していくこうというのが彼らのなりであります。

このように、いわば一家の農地を全部世帯主ではない後継ぎ層が經營を任されて、五、六戸で集まつてそこで經營を始める。家へ帰ればそこで肥育牛だとか養豚だとかやつていて。また生産組織の中では今度は後継ぎの奥さん方が施設園芸を始める。色々な形でもって確かに複合經營的な農家がそこで展開していると言えるかと思います。ただ今日のテーマに即して言つと、ある一軒のお宅で、娘が弁当をもつて村の土木現場に通い出したので、何やつてるのかと思つたらその土木現場の男性と仲よくなつて、いつのまにか家に連れてきて結婚ちやつた。彼はかなり優秀な人間でして、色々まあ自分で全部作り上げちやう、そういう男であるわけです。そういうことでもつてめでたしめでたしでうまく後継ぎが見つかって、その養子として家に入った人が生産組織に加入した。非常に和氣あいあいとした、みんなが集まつてきてこたつに入つて私どもの調査に応じてくれる、そういうような御家庭でありますが、ただおやじさんがちょっと席をはずしたときに、養子の人人がちょっと困つたという話で言ひますのは、自分の義父が朝起きてくると、必ず「今日は何をすべき」とつぶやくということをおっしゃるわけです。要するに、確かに經營権がそういう形で後継ぎに移つていて、しかもそこで生産組織という形でもつて一つの經營体が出来上つてきますと、逆におやじさんの方はやることがなくなつちやう。そこで朝起きると「今日は何をしようか」と必ずつぶやくので、こっちとしても非常に切

ないとおっしゃるのですが、そういう問題がおそらく山の場合あ

るのだろう、という気がするわけです。

それから生産組織のことについてどうかというと、この生産組織は三世代家族でないと参加できない組織であるわけです。別に「三世代家族でないと入れないよ」ということは一言も言ってないし、そんな規約も指導方針も何もないわけですが、結果的にはやはり三代そろっていなければ、とうていこういう組織を作つてやっていくことは出来ないという構造がもう片方にはあるわけです。逆におやじさんに先立たれちゃったような家だと、生産組織にどうしても入りたくても、そういうことは事実上出来ないというような問題があるわけです。しかしながら、三世代いらっしゃる方では別の問題が起っているということがありましてその辺はどう考へたらよいだろ。う。そう簡単に近代化路線でもって生産組織を作つてやっていけばよいということでは必ずしも済まないということの一つの現われかもしません。

それから、最近話題になるので秋田県の大潟村をちょっと取り上げてみたのですが、大潟村といいますと御承知のように、旧来の「いえ」とか「むら」とかそういうものにはなじまない若い農業者を集めなんだと、農林省の文書にはっきりとそういう「なじまない」という言葉で書いてあるんですが、従つてそういう形でもつて入植してくれる人はみんな生前贈与というか、事前に經營権を若い後継ぎに渡すといったことが条件になつたわけです。そういう人達がおやじさんをつれて、おやじさんといつてもまだ五十歳くらいでもつておやじになるわけですから、そういう人を連れて入ってくる。ここに老人クラブがすぐ出来るわけですが、老人クラブ

といつても五十年代で入らなければならん。その老人クラブの会長さんとのところに行つて色々お話しを聞きましたら、一番最初に「この地球上に俺が小便出来る土地が一つもない」ということをおっしゃるわけですけれども、そういう形にやはりならざる得ない。ですから五十年代から花を作つてみたり、女性でいえばまりを作つてみたり、そういう形になつていくわけです。大潟村というのは何なんだろかと考へますと、やはり「いえ」というものを解体する事の上に成り立つた村であるだろう。当然おやじさんたちを同居人として連れてきますけれども、その間にはやはり革命というか断絶があるという形である。おやじさんは無用の長物であるということがあるわけです。ただその後継の人達、新しい経営者になった、後継ぎの人達の第二世代が、育つてきておりますから、そこでどんな問題が展開するかというのはこれはまた別のことになりますが、当面、現在について言いますと、私はたとえ三世代同居していたとしてもそれはやはり「いえ」の解体の上に成り立つてゐる「むら」である。「いえ」がなければ「むら」もないという感じがするわけですけれども、そういうところでもつて、やはりああいう色々な問題、青刈り騒動から過剰作付、農地の返還の問題等々の色々な問題が起こつてゐるというような感じがするわけです。そういうことを家族の問題としてどういうふうに考へてるかというのが、事例の一つ目です。

(二) 神奈川県一立ち上げる農村婦人たち

次に、私が勤め、住んでおります神奈川の事例をちょっと出させてもらいますと、ここでは農民組合をやっている若い人達の奥さん方、農民組合と言いましても今やむらの中では一番家格の高い、農

地所有でも一番大きい、そういう人達が農民組合に入ってくるといふか、農民組合の担い手であるわけですが、そういう農民組合の人達の奥さん方がついに立ち上がりまして、「いちょうの会」という会を作つて活動を初めているわけです。とにかくこの会は、從来のようなお互いの愚痴をこぼしあつたりそういうことは一切したくない、亭主にそういうことをまかせておいていれば済むという時代ではなくなつたというのが彼女達の集まつた理由であるわけです。私などもそうですが、口では民主主義を唱えながら、実態としてはこういう農民組合の人達も大体家の農業の方はほとんど奥さんにまかしておいて外で飛び回つてゐるわけですが、奥さん同士も、亭主達は毎日のように会つて色々の相談をしているんだけれども、奥さん方は同じ神奈川県に住んでいてもほとんど顔を合わせたこともなくて、この会が出来てから初めて顔を合わせた、そういう人達と学習会などで話を聞いておりますとそこには色々な現象が出てくるわけで、それを二つばかり紹介したいとおもいます。

この「いちょうの会」に非常に綺麗な方が入つていらつしやるんですね。到底農家とは思えないというんで話を聞いてみると学校の先生をやつていらつしやるわけです。家付き娘であるわけです。彼女は農家の出身であつて、養子さんをとつてその旦那の方は農業を一生懸命にやつていて、彼女は先生を続けている。だけど彼女は、自分は農業やってないけどともかく、農業のことは関心があるんだというわけで「いちょうの会」に出てきて堂々と話をする、そういう現象が出てきたわけです。

それから最近、これは磯辺先生などはずつと神奈川の県中部のいろんなむらを歩かれたわけですが、ああいうむらむらで最近起つて

つてることは、一流大学を出て企業に勤めている、そういう若い三十代ぐらいの連中がたまたま職場で恋愛関係になっていざ結婚するとなつたら実は相手は神奈川の近郊の、資産価値にすれば何億という資産を持つてゐるそういう人の娘だったというようなことから、一流大学を出て一流企業に勤めているけれどもこれ以上勤めるか、それとも家の農業を継ぐかということでもつて、あつさりと会社を辞めて家の農業を手伝う、そういう人がけつこう増えてきているわけです。ある雑誌で後継ぎ問題についてちよつと書いてくれと言われて困つたもので、神奈川などのそういう運動をしている人達に何人か集まつてもらいましたら、オバーでなく大半がそういう人だつたということがあるわけです。だけど彼らも案外勝手な行動をとります。自分が後を継いだということになつて、彼としては農業を熱心にやるというんでちよつと駅前にこんもりとした山があつた。まわりの人からみるとせつかくあそこにちょっととした森があつていいなあと思つていたんだけれども、いつのまにかそこをぶどう園にするというんでその山の木を全部切っちゃつたというんで、何やつてんだろうという、そういうこともあるわけですけれども、一つの現象としてそういうことが起こつてゐるということであります。

また最近はそういう農家で専業で働く婦人達は、姑さんとの対立が家中で起つてきますと、直ちに自分の亭主を連れて家を出ちやつて、アパートを借りてそこに住むわけです。農業はもちろんアパートから通つてやるわけですけれども、そうして何ヶ月か経つと舅・姑の方が世間体も悪くなつて、是非帰つてきてくれということになつてきますと今度は彼女の方が亭主を連れて堂々と凱旋していく、というような形でもどつてきたりする。こういう形が神奈川な

んかでもでている、こういう現象はどういうふうにとらえるのかといふことでありまして、まあ色々な見方があると思いますが、やはり規範としての直系制家族、実態としての三世代家族を解体する方向には実態は動いていない。やはりそのことを前提として色々なアクションが行なわれていて。しかしそのアクションは、何か暗い、三世代家族、・直系制家族の中でもって嫁がいじめられているというような姿ではない形で事態は展開している。しかしそれは三世代家族を解体する方向には動いていないんじやないかというのが、神奈川で考えた例であります。

(三) 広島県老人一婦人パワー(「ママさん牧場」)

三つ目に広島の例を出しておきました。私も何年か広島の農家に通つてみたわけですが、皆さん方お聞きになつたかも知れませんがここで「ママさん牧場」という制度を作ったわけです。実際に農業をし牛を飼っているのは奥さん方である、ということで県が奥さんを対象として事業を始めたことがあるわけです。広島の農家で聞いてみますと、ちょっとと言葉は忘れてしましましたが、「いい嫁の来た家は必ずいい牛ができる」という、そういう言い伝えがあるわけです。で、今奥さんを対象に県が事業を始めたと言いましたが、これはある意味では、農水省の世界ではコペルニクス的な転換であるわけです。言うまでもなく、農地の所有権を持つていない、従つて色々な経済行為を実態としてすることが出来ない、そういう女性に金を貸すとか事業の対象にするとかいうことは有り得ない話であるわけです。勿論ですね、婦人会の方に補助金を出すとか色々な形があるでしょ、具体的にそういう女性に対しても事業をやるとい

うことは、これは有り得ないし、あつてはならない話であるわけです。よく農協で女性の理事が非常に少ないと、あるいは農業委員なんかだと女性の委員はほとんどゼロであるという、こういう実態があるわけですが、これはまあ根拠のあることとして、例えば農協理事になった場合に、その農協でもつてある人にお金を貸すという決断をする、あるいは貸したお金がこげついちゃうというような事態が起つて来たときに、女性が責任を取れるかといいますと、財産権を所有していない女性は何の責任も取ることが出来ない。従つてこういう人間を理事にすることは出来ない。これはまあ、ある意味では当然でありますし、そういう事態の中で「ママさん牧場」という制度はある意味でそれをさらりとくぐり抜けちゃったという点では、なかなか素晴らしいケースです。

結果的に、これは広島県の女性を非常に励ました。例えば広島に神石町という、神石郡の山の中のまた山の中という所がありますが、そういうところで御婦人方が「ママさん牧場」を始めて、だんだんそこから彼女たちは色々な共同作業を始めて、最後は牧草の共同作業まで始める、それに亭主たちを引きずり込んでいく、そういうことがあるわけです。そういう直系家族の中で女性の問題ということが静かな形でもつて提起しているのではないかという感じを受けたわけです。

(四) 佐賀県東与賀町

四番目に佐賀県の事例ですが、ここにいらっしゃる磯辺先生とか相川さんとか、佐賀平垣の農村状態には私より詳しい方が沢山いらっしゃるのですが、この佐賀の農村に限りませんが実態としては

世帯主は死ぬまで世帯主である。従つて相続は死後相続という形でしかないということあります。特に驚きましたのは、磯辺先生が若いときずっと追いかけいましたが、磯辺先生が若い時代には佐賀の中でも非常に先進的だったむらで、一挙に後継ぎの方三名ぐらしが相続いで死んじゃったんですね。後継ぎといつても五十を越しておられますので、七十ぐらいの世帯主が五十の後継ぎの葬式を出さなければならぬ。そういう事態になつてくる。よくよく考えてみますとこの人一生世帯主になれなかつたのかと思うと哀れな感じがしてくるわけですけれど、そういう事態が佐賀なんかにはあるわけです。問題はそうなつて来ますと、これは佐賀農試の人がおっしゃっているんですけれども、かつて先進的だったむらほど現在は停滞している。一体これは何なんだろうかということを農村のリーダー達はしきりと考え込んでいるわけです。

しかし私はそれをよくわかつておりますし、佐賀のような所でもつてかつて世帯主層が若い時、たまたまそういう若い時からおやじさんが居なかつたのか等々もつて極めて先進的な活動が出来た。それが農村として固まつて来た時には、死ぬまで世帯主が頑張つてい以上到底そこから革新的な動きは出てこないだらうという感じがあるわけです。そういうなかでもつて、例えば東与賀農協などでは、愛妻預金といいまして、農協では施設園芸のうちの一割は奥さんの方の貯金名義にしていく。強制的に一割は奥さんに渡すという形で始めたわけです。愛妻の「妻」の年代が問題ですが、そういう問題を含みつつもこういう試みをやるわけです。

それから今年の農業白書の、「農村社会」の所で、農水省のでいうと一五七頁ですが、「佐賀県三日月町4Hクラブ」というところでも

つて、「旧来から団結親睦を図る『三夜待ち』という組織がある」とさりげなく紹介されております。「三夜待ち」これは一応宗教上の理由からとられてきたもので、要するに村落（集落）の中で大体同じような年齢層の人達が、自分達で勝手に集団を作つて、料理を出してそこで話合うというような形なのです。これは世帯主は世帯主で作つていいですし、後継ぎは後継ぎで作る、後継ぎでもはたちぐらいの人ははたちぐらいの人で作る。だけど彼らは家にいるのがうるさいもんでスナックを借りて「三夜待ち」だというように、何となく近代化しているわけですが、要するに気の合う、しかし同世代の人間たちでもつてそういう組織を作つて色々と話し合つてゐる。その中でちょっと上の先輩が実は兼業に出ていたんだけれども、やっぱり農業をやりたくなつてもどつた、それを見て俺もたゞぱりそうしようじゃないかとふんぎりをつける人もいる。酒と女の話だけかと聞くと、いやそうでもない、たまには非常に深刻なムードの話も出てくる。それと大半が兼業の人は会社の話、農業の人は農業の話ということでお互いに話が合わないこともあるけれど、お互いの話が見えるということもある。そういうことがあるわけです。社会学の専門の方はすぐお気付くなると思いますが、佐賀県の平坦農村は明らかに東北的な形でありまして、直系家族制が牢固として残つてゐる、そういう所であるわけです。それに対しましてこの「三夜待ち」という制度はよく考えてみますと、これはまあ西日本の年齢階梯制からの一定のチェック機能が働くのかなあという感じもしないではないわけです。この辺がどうなつていくかによつて、佐賀の農村も変わりうるだらうし変わらないかもわからない。そういう

う問題が一つ出て来ているということを、どういうふうに考えるのかということが、四番目の事例でございます。

(五) 大規模借地経営の継続者問題

五番目に、安城市的高棚や福釜の當農組合であるとか、富山県砺波市の若林農園等々の、かなり大規模な、賃貸借でもって借地経営を行う経営が出て来ているわけですが、問題はここで後継ぎ問題というのがどういうふうになつていくのかということあります。

例えば安城市でいいますと、高棚の當農組合の指導者の方はもうとくにリタイアされておりまして、今は講演活動をされていますが、名刺をいただくとあるかなりの名の通った俳句の会を主宰しております。そういう形で第二の人生を送っている。高棚の場合おそれく息子に譲つたのでしょうか、福釜の場合は福釜の當農組合というのがあります。これに入っている方は大体一町から一町五反位の所有者の方四人程度です。しかしながらあそこで一町から一町五反といいますと集落では最高の方達であります。その人達が自分達の田んぼを持ちあうと同時に、何十町という田を借りて経営を行うという形があるわけです。そういう形でもって一つの當農組合として出来てくる。彼らもだんだん歳をとつてくると、別の所にもう一つの當農組合、第二當農組合が出来てくるという形をとつてくる。高棚の場合にも第一當農組合ということを聞きますが、具体的にそれがどう展開して来ているかは私にはちょっとよく分かりません。

砺波の若林農園なんかもそうですが、若林農園の責任者の方の話を聞きますと、自分は五十過ぎたら、スポーツが好きだからスポーツ指導員にでもなって、こういう仕事は辞めるんだとおっしゃるわ

けです。じゃ皆様方でやってきた若林農園はどうするんですかと言いますと、これだけ何億という投資をして、トラクター・コンバイン等を揃えた規模の農業は自分の息子だから続けるとは限らない。この経営を運営していく能力、ということは金銭を運用していく能力は、必ずしも自分の子供が優れているとは言えない。そういう能力のある人間が出て来たら私は喜んで譲ります、ということをおっしゃるわけです。私は近代化論者じゃありませんし、またこういう例を紹介しますといろんなところから逆に批判が出て来て、ある農水省の会合でやりましたら、「いややっぱり若林農園なら若林農園の後継ぎが継いでいくのがよいのではないか」という御批判もあるわけですが、私は必ずしもそうは思いません。やはりこういう形態が育つてくれば、三十町の中でたかだかその家の所有が一町五反だということになつて来ますと、これはやっぱり違った形が当然生まれてくるだろう。むしろその方向のほうがいいだらうということも考えるわけです。

以上、「農村を歩いて」ということは、そういういくつかの私が「いえ」について考えるうえで関心した事例を脈絡もなくただ出してみただけのことであります。あとは専門外の人間の単なる話として聞いていただければよろしいかと思います。

三、問題の二重性

従いまして、問題は二重に出ているのだろうという感じがするわけです。一つは家族の問題、かつては二世代家族に固有の問題としての後継ぎ問題、それが変形したお嫁さんの問題が今出て来ているということがあるだろう。しかし今日の最大の問題は高齢化一世代

夫婦と、および三世代世帯家族問題としての高齢者問題、高齢化問題と、いうことが今の問題の焦点にやはりなっているのではないかと、いう気がするわけです。そして、日本の家族制小農經營といわれる磯辺さん流の言葉で言いますと労働力が家族から内給される、そういう小農經營の問題がもう一つ焦点になっている。それは、非常に具体的な形では一体農地は流動化していくのかどうか、また農地の流動化の形態がどうであるのか、そのことが今小農經營の問題として大きく問われているということがある。今度農地利用増進法の改正ということが行なわれますが、それはそういうところに関わってくるということがあるわけです。

そしてこの家族の問題と、労働力が家族から内給される小農經營、この間をつなぐ問題として農地所有の問題があるだろう、という感じがするわけです。さしあたりその農地所有を「いえ」的な所有、「いえ」所有ということをおきますけれど、まさにこの「いえ」所有がどこまで続していくのかということが問われているのだろうという感じがするわけです。

四、農家の世帯・世代構成と農地流動化の可能性・形態

そういった問題を踏まえた上で、もう少し具体的な問題に入つていいたいと思います。我々農業政策論の方で、今一番の焦点となつておりますのは、なんといってもやはり農地流動化、規模拡大の問題であります。この規模拡大の問題につきまして、かつて農水省及び研究者の多くは、兼業化・土地持ち労働者化をしていけば、そこで農地が貸し借りという形でもって展開していくのではないか。かつてはそうじゃなくて労働力の流出から挙家離農、そして農地の売

却という形でもって農地が移動するのではないかと考えられていたのが、必ずしもそう行かなくなつて兼業化という形で農地移動が展開する、そうなつてくると、兼業化ということ自体の中から農地流動化の誘因が出てくるのではないかと、そういう話が五年前まで主流を占めて來たし、農業白書等々、あるいは折々出される農政審報告などを取つてみても、土地持ち労働者化ということが第一の要因として挙げられて來たわけです。しかし最近では明らかに土地持ち労働者化したからといって、そう簡単に農地を人に貸すものではないということが、かなり広範な認識になつて來たのではないだろか。むしろ高齢化、なんんずく高齢一世帯化していくことが農地が流動化していく最大のポイントではないのかという認識がどんどん増えて来ましたし、最近の農政審報告とか農業白書等々を見ても、そういう認識は大分浸透してきたということがあるわけです。その際に、ではのべらばうに高齢者化・一世代世帯化が農地の流動化につながつてくるのか、あるいはまた、農地の流動化といつても、作業受委託という形と賃貸借という形とあるいはまた売買という形があるという中で、その辺は一体どうなつてくるのかという問題があるわけです。御承知のように東日本では比較的作業受委託が多くて、西日本では賃貸借が多いという実態があるわけですから、特に東北で作業受委託が多いということを説明する上で、何人かの方は、東北の作業労賃が安いから受委託で済ましてしまう、そういう経済的な要因から説明されるわけですけども、私はそれは非常におかしなことだと思っているわけです。一つの要因だけでも、決定的な要因ではないだろう、というのは東北では同時に小作料も高いわけですから、作業労賃が安いという意味では確かに受委託で行

くということはあるでしょうが、他方で小作料がべらぼうに高いという意味では貸しても悪くないんじゃないかということも当然あるわけです。そういうふうに言いますと、いや、作業受委託でもって作業労賃を差し引いた後の、委託者に残る所得と、小作料所得とを比較してみると、これは作業委託者の所得の方がはるかに高い。だから、東北では作業受委託にいくんだ。そういう話もあるわけですが、小作料より作業労賃を差し引いた後の委託者所得の方が高いというのは全国普遍的な現象で、何も東北だけに限った現象ではないわけです。ですからそういう要因から東北では貸貸借ではなく作業受委託が盛んになるというのは到底説明がつかないだろう。例えば北陸では作業受委託と貸貸借と両方多いわけで、二者択一でもって議論していくとやはり説明がつかなくなってくることがあるわけです。

表1を見れば一目瞭然であります、三世代世帯以上の比率が高いところでは基本的にやはり作業受委託が多い。それからまた、高齢一世代世帯、すなわち一世代世帯でかつそのうちの片方が六十歳以上の、そういう高齢一世代化した率の高い所ではやはり貸貸借が非常に多いということが言えるわけです。ただちょっと違っているのが北陸でございます。これはまあ両方とも高い。北陸のような所では確かに長い間の自営兼業等々の中でもって、兼業という要因が確かに貸貸借に結び付いていることが一面ではあるだろう。兼業化要因を全くゼロだというふうに否定するわけにはいかない。そういうものとして北陸は位置付けられるわけです。例えば東海などは非常に貸貸借進んでいます。にもかかわらず統計上現われてこないのは、今村さんなどはやみ小作が沢山あるからだということをまだお

っしゃっていますが、そうではなくて、東海は明らかに三世代世帯が多い中ではむしろ作業受委託に流れやすい、そういう地域であると考えた方がいいだろうと思います。

そこで問題は、そうなってくると高齢一世代家族のところでもって貸貸借が盛んになってくるということは、言い換えれば、この貸貸借というのは実は耕作放棄と紙一重のものである。たまたま担い手農家がいたからそこでは貸貸借に行つたけれども、担い手がいないところでは耕作放棄になっちゃう、そういうぎりぎりのところに日本の農業は置かれていると言えるのではないかと思います。最近皆様方はお気づきだと思いますが、かつては貸し手がないということが農地の流動化が進まない最大の要因であって何とかして貸し手を作るということに政策の重点が置かれていたわけです。貸し手側にお金を渡すとか、あるいは農村工業導入で貸し手の労働条件をよくするとか、そういうことを色々考えて来たわけですが、現在は貸し手がいないことではなくて、むしろ借り手がいないことが流動化が進まない最大の要因であるという地域が非常に増えて来ているわけです。もととひどいのになってしまいますと、利用権を設定して借りてみたのだが健康を害しちゃつたので返したいと言つたけれども、相手の方は引き取つてくれない、どうしましようかという例もある。かつての日本の小作問題というのは、貸した農地を返してくれないから困ったわけですけど、最近は借りた農地を引き取つてくれないから困ったという、やや極端な言い方をすればそういうふうに問題の局面が変わつて来ているだろうという気がするわけです。

そこで問題は、私などはつい最近までは零細農家を守れ、兼業農家を守れ、農地の流動化は貧農切り捨て政策であつてけしからんと

表1 世代構成・高齢者比率・農地利用

(単位 %)

	一世代 世帯率	うち高 齢一世 代世帯 率	三世代 世帯率	65歳以 上の農 家人口 割合	65歳以 上の農 業就業 人口割 合	常勤的 日兼農 家率	借入農 家率	貸付農 家率	水稻作 業請負 わせ農 家率	不作付 地経営 耕 地
北海道	18.2	10.5	49.1	17.3	18.4	6.7	18.3	4.8	8.6	0.1
東北	青森	8.5	4.1	58.6	14.1	19.0	31.2	10.0	7.1	26.8
	岩手	11.1	4.8	58.3	16.1	25.6	38.7	12.5	9.2	32.2
	宮城	7.0	3.7	67.1	15.6	20.8	47.9	11.7	6.7	38.9
	秋田	8.2	3.2	63.3	15.2	20.9	41.2	11.8	5.4	44.1
	山形	4.7	2.4	70.3	16.2	20.8	38.2	19.1	11.1	40.2
	福島	7.5	3.1	64.7	15.9	23.2	43.9	18.9	14.3	34.7
北陸	新潟	9.3	4.9	63.3	16.9	28.2	53.8	26.4	14.9	41.0
	富山	7.0	4.3	69.9	16.4	39.2	73.9	18.7	10.3	44.1
	石川	11.8	6.8	61.8	16.8	38.9	66.7	28.1	16.4	47.1
	福井	7.7	4.5	65.5	16.6	42.5	73.8	25.2	15.4	53.4
北関東	茨城	7.7	4.2	62.2	16.0	22.9	47.8	21.7	15.8	30.2
	栃木	6.2	4.0	63.4	15.5	24.0	49.7	21.8	15.0	24.3
	群馬	8.5	5.2	60.5	17.1	26.9	44.4	18.4	16.4	22.3
	埼玉	4.3	2.7	61.6	15.9	27.1	52.6	16.5	13.9	18.3
南関東	千葉	7.2	3.9	63.9	17.2	23.0	46.9	18.9	11.2	19.7
	東京	8.2	6.0	56.6	18.3	30.5	51.9	7.4	6.9	1.0
	神奈川	3.8	2.2	62.0	17.6	30.2	53.0	11.0	11.7	9.1
	山梨	15.6	11.6	49.3	19.1	34.7	51.6	14.3	13.0	18.4
東山	長野	15.3	10.6	49.9	18.7	35.1	60.8	19.3	18.3	33.5
	静岡	7.7	5.2	66.2	17.7	31.9	54.6	15.4	13.8	15.6
	岡崎	9.5	5.1	61.3	16.7	37.2	76.6	16.5	12.9	42.8
	愛知	6.3	4.1	63.5	16.3	32.1	66.1	15.3	14.7	43.2
近畿	滋賀	8.5	4.9	60.1	15.5	33.5	79.8	27.7	17.3	29.9
	京都	13.9	8.7	52.5	19.2	38.7	63.2	25.4	17.2	29.0
	大阪	7.2	5.5	56.8	17.0	30.0	71.2	9.5	6.6	9.7
	兵庫	12.4	8.3	58.0	17.4	36.4	72.5	15.8	10.1	30.6
中国	奈良	7.9	4.9	63.3	17.4	29.2	65.1	15.0	9.6	11.7
	和歌山	15.5	10.8	52.6	18.7	28.0	45.1	11.9	7.8	8.7
	鳥取	12.5	7.2	58.0	17.9	36.4	55.3	21.1	17.2	36.9
	島根	16.5	10.5	56.8	19.3	37.8	60.8	22.5	14.0	21.8
山陽	岡山	28.0	11.5	49.8	20.0	40.9	64.6	17.7	12.5	18.6
	広島	24.7	17.7	44.4	21.4	43.7	64.2	14.8	10.0	15.4
	山口	27.7	19.4	42.2	20.9	40.6	58.9	17.5	10.5	19.7
	福岡	16.5	10.2	54.1	18.1	31.0	47.7	11.3	8.5	13.7
四国	島根	12.7	8.5	58.2	18.3	36.3	62.9	12.6	8.2	12.9
	香川	20.7	13.1	45.0	19.6	32.0	46.7	15.7	10.8	18.1
	愛媛	25.4	17.5	38.2	20.1	30.7	35.8	22.3	17.2	13.0
	高知	11.2	7.5	54.9	17.0	27.9	56.8	15.1	9.2	23.6
九州	佐賀	8.0	5.0	61.4	15.6	23.9	48.0	18.9	9.9	25.0
	長崎	13.0	7.5	50.1	15.7	23.9	40.5	22.2	13.9	5.7
	熊本	13.3	6.8	54.8	16.4	20.5	36.7	24.9	16.2	14.0
	大分	20.5	12.6	46.2	19.0	30.4	49.0	19.3	13.8	22.4
沖縄	宮崎	19.9	11.1	42.5	16.7	23.8	34.8	19.0	16.7	39.3
	鹿児島	34.2	22.3	21.3	19.8	31.1	35.6	21.5	15.5	26.6
沖縄	総計	16.9	11.9	29.1	15.7	27.9	35.0	32.4	10.2	2.7
	総計	12.9	7.8	55.9	17.3	29.1	52.4	18.1	12.5	26.4
										3.1

いう論陣を張って来たわけですが、どうやら事態はもう変わって来ているのではないかという印象を非常に強く受けるわけです。いわば高齢化、一世代化していくなかで、いかにして農地を荒らさずに保全をしていくかという意味では賃貸借ということは非常に大きな課題であると言えるでしょうし、東北、北陸、東海の農村について言うならば、賃貸借なんてことで騒がずに、むしろ作業受委託の体制をどうやって作っていくのか、そしてそういう作業受委託から賃貸借へという流れをどうやって作っていくか。さらにまた、賃貸借の規範をそこでどうやって形成していくか、そういうことが農政の大きな課題になって来たのではないかという感じがするわけです。

五、日本は單一「民族」か複合「民族」か

ここで閑話休題ということで、少し遊びながら考えていただきたいと思うのですが、日本人は果して單一民族かそれとも複合民族なのかという問題であります。ここでよく言われていることは、東日本といふのは三世代家族であって、むらよりもいえが強くて分家よりも本家が強い。女よりも男が強い、そしてこれは少し脈絡が違うのですが、生産手段的所有意識というのが強いということが言われているわけです。で、西日本というのは、一世代世帯化というか単婚家庭化していくのでしょうか、それからいえよりもむらの方が強い。本家と分家の関係はフラットである、男と女の関係も比較的フラットである。そして資産保有的な意識が強い。こんなことがまあシユーマッティッシュおそらくいろんな方の社会学の本に書いてあるのではないかと思いますが、そういう問題をどのように考えるかということあります。

ここで私流に言いますと、東というのは東北・関東・北陸・東海、それから近畿のうち滋賀・京都の北部を含み、それから佐賀などをふくみます。西日本は近畿の大半と東山・中四国・九州。九州はかなりの地方が抜けてきます。本分家間の交際、食文化、婚姻圈、言語等々、色々な形で東と西とでは大きく分かれているのではないかということは、おそらく社会学や人類学でよく言われていることではないかと思います。

こういう報告を承りましたので、一二ちょっと本を読んでみましたが、問題となっているいえの成立ということについては、もう通説になつてゐるのでしょうかどうでしようか、古代から中世にかけての東国の武士団が東国開発の過程で極めて強固な労働力編成をとつて行く。そのなかでもつてこういう直系家族制というか、いえといふものが生まれてきたのだ。かれらが地頭などの形で西に動いて行つて、西にもこういう考え方を植付けた。しかし西日本には独自の社会構造があるために、色々な妥協的な形が出来た。蒲生正男さんや大林太良さんなど多くの方は大体この辺で落ち着いているのかなという感じがするわけです。ただこの説は本当に正しいのかなということを皆様に教えていただきたいと思うわけです。古代末から中世という短い期間に、いえのような強固な制度が形成されるのかどうか、いわんやそれが地頭とともに他の地域に移しかえられていののかどうか、また移しかえられたものがまたとも簡単に消えてしまうということがあるのでどうかということを考えると、この説はかなり牽強付会的じやないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

世帯員構成が東北と東山と山陽についてでています。結論から言いますと三十五年当時は東北では六人家族、東山と山陽では五人家族のところがピークになってくるわけです。五人か六人かの違いといふのは二世代か三世代かと分ける微妙なところあります。とは言つても三十五年当時でも東北と東山・山陽とは世帯員数で言えば決定的な差ではなかったわけです。これが昭和六十年になつてきますと、東北は依然として六人世帯がピークをなしているわけですが、東山、なかんずく山陽、山陽あたりでは一人世帯が一番の山をなしてくるという形であるわけです。西日本地域において家族員数がどんどん少なくなつていく、一世代世帯化が進んでいくわけです。ということは、今までいろんな本を読んでいますと、ずっと昔から、西日本は単婚家族的で東日本は三世代家族的だということをおっしゃっていらっしゃるけれども、それは本当に実証的な研究としてそんなんだろうかということが疑問になつて参ります。社会がそういう体质をもつていても、具体的な現象として現われてくるのはごく最近の、高度成長期における現象としてではないかという感じが致します。長野は西日本だという方は余りいらっしゃいませんし、言語の分布からすると東日本に入りますが、家族減少から見ると明らかに現在は西日本だと言つていいと思います。そういうことを踏まえてみると、意外とこれは新しい現象ではないかと考えるわけです。なぜこんなことを申し上げるかというと、先ほどの三世代家族の問題、農地流動化の問題にからんでくるわけです。

そうなつてくると「いえ」とか「むら」とかいうものは一体何なのかと考えていきますと、結論的に申しまして、私はやはりこれは水田社会に特有の存在ではないかとみています。色々な上部構造の

話は抜きにして、これはごく静態的な話ですが、例えば水田農業の生産物であるお米、これは貯蔵が可能であり、御承知のように稻武の古橋家などに行きますと、何百年間もとつておいてある糀までが残つていて、一朝事あらばそれまで使うということさえ可能である。お米はもう一方で飯米にも使うことが出来る。第三に貨幣機能も行なうことが出来る（貨幣には色々なものが使われてきましたからこれはちょっと危ないです）。

しかしながら一番のポイントは、おそらく縄文後期あたりから、もしも比べることが出来るなら世界で最高の生産力を持つていたのが日本の水田農業である。そういう意味で土地当たりの世界で最高の人口扶養力を持つているということがある。と同時に、数千年来これは連作可能であります、同時に保有水田は非割り替え的である。従つてこれは定着してきますし、土地なり土地保有は極めて固定的であるということから考えていきますと、所有としての蓄積が可能なのが水稻連作という農業形態であり、水田という地目ではないだろかという感じがするわけです。そういう連綿として蓄積が可能である、そういう水田の經營継承をする形式がいわば「いえ」という形である。言い換れば「いえ」とは後継ぎを予約する機構、制度であるという感じがするわけです。そうなつてきますとそういう「いえ」の空間的・時間的連合としての「むら」というものが考えられてくるということです。よく「むら」というのは、いわば土地の総有ということが根底にあるようなお考えがあるような感じもしないではないですが、「むら」といいますのはそういう観点からしますと水田地力を維持していくための基礎単位であります。これは内圏を所有する共同体ではない、あくまでも地力維持のための外圏を

所持する共同体が「むら」ではないか。それは当然、課税対象がつぶれてしまつては困るので、課税対象としての土地単位ではあるし課税の責任単位ではある。そういう自然と社会の責任の基礎単位ではあるけれども、どう頑張ってみても土地所有の単位ではない。あくまでも農地は本百姓の個別所有、領主と名請人の関係として存在していたのであると私は理解しているわけです。

と申しますのは、私は相川さんなどと一緒に鹿児島の南薩の畠地帯を調査したわけですが、南薩畠地帯では農地価格は反単位でなくて畠単位である。畠単位というのは、裸の労働で一日に耕していくけるその単位が畠であるということから今もって彼らは畠でもって計算をしています。でありますから、かつてこれだけ地価が高騰するまでは、南薩の地価というのは大体一年分の粗収益に相当する。要するに一年分の労働で買えるものが土地である。言い換えますと裸の労働でもって土地を確保していくく占有段階にあると言えるわけです。でありますから、一応労働が単位となつておりますので、そこでは労働を単位とする均分相続が行なわれてくる。経営はいつまでたつても一代限りの経営であり、所有は一代限りの所有である。いえとしての蓄積、継承の可能性はない。そこはまあ、貯蔵可能性があり、世界最大の人口扶養力を持っている水田という地目との大きな違いであるわけです。御承知のように鹿児島に行きますと、明治何年にこのむらを作つたとか、そういうことを平気でおっしゃるわけです。それから南薩だけでなく宮崎県内の旧薩摩藩領で調査をしていましたら、部落が二つに分かれるという所がある。両方が喧嘩してしまつがないから部落を二つに分けてしまつた。要するに人間の集団がむらであつて、先ほど申しました水田のような農地の集団としての

むらというのは畠作地帯にはないという感じがするわけです。

六、現代直系（制）家族と戦後農地所有（権）

（一）戦後農地所有と「いえ」

このようないえとむらの関係を踏まえて、最後にもう一度、戦後の農地所有といえとの問題をまとめなおしてみたいと思います。やはりこの現代直系制家族と戦後の農地の所有権、いえ的所有権といつてもいいし、農地法的土地位所有権といってもいいし、自作農的所有権といつてもいいでしょうが、これがやはり相互規定的な関係にあるということが言えると思います。農地改革、あるいは農地法はなぜ世帯主義をとったのか。大体皆さん方御承知だと思いますが、農地法では世帯員の所有権等々の権利は経営主の所有と見做すという形でもって世帯主義をとっているわけです。農地改革についても世帯の所有としてやっていく。従つて親子で分けるなどというのは違反であるということでもってやつたわけとして、要するにおやじさんが持つていようとおばあさんが持つていようと奥さんが持つていようと、その所有は経営主の所有と身做すという形をとつてきているわけです。世帯内部の、世帯員間の相互の権利関係には立ち入らない、というのが農地法の原点であるわけです。農地法の解説者は、これは家族経営体だから世帯を単位に考えるという解説をしていますが、私はこれはやはり間違いだらうと思います。家族経営はみんな世帯主義をとるのかと、世界の農地所有を見てもそうはないのであります。これはやはり三世代家族、直系制家族に固有の経営体において世帯という単位が問われてきた、というふうに考えた方がいいのではないか。父と子の関係であつて独立した人格

同志の関係ではない。まさに、なぜ農地改革なり農地法が世帯主義をとったのかというと、それは民法があろうとなかろうと、直系家族が連綿として続いてきたから、そういう実態に即してそういう所

有をしなければならなかつたろうということがあろうかと思います。では、あいう家督制度であるとか家長制度であるとかいう規範なり制度が、戦後改革の過程で、新民法によって崩れたものでも、何故農家だけが依然として、最初に御紹介しましたように三分の二の農家が、直系家族と言わなくてもいいですけれども、少なくとも直系制家族を、あるいは三世代家族を保持し得たのか。要するに農家だけの固有の現象であるのは何故かというと、それはやはりいえ的な農地所有がそこにあったからこそ、戦後連綿として三世代家族ということが続いたんだろうという感じを受けたわけです。ここのこところはごまかしでありまして、じゃあどっちが卵でどっちが鶏かと質問されると私は困りますが、それはあらかじめ封じておきまして、そういうふうに考えるわけです。

(二) 農地の四重の性格

そうなってきますと、前回御議論されたようですが、農地というのはもともと農家にとって生産手段でもあれば、飯米を確保するという生活手段でもあるし、また資本主義社会である限りは生産手段は誰かが所有しているのですから私有財産である。それから、先祖から連綿として続いてきた、いえの財産、家産でもあるということで、いわばこの四つの性格はいつも持っているのであって、これが強くなるということはあっても四つの性格があるのであって、このなかのどれかで割り切ろうというそもそもが間違いであるだろう

という感じがするわけです。

さてそこで一つの問題は、こういう現象があるわけですから、先ほど申しましたように東日本では三世代家族が非常に多い、西日本ではむしろ単婚家族なり一世代世帯が増えてきてる、こういう現象があるということは、どなたもお認めになることだと思いますが、では、一体生産手段としての側面を強くみる意識と、それからいえの財産なり資産としての農地所有を強く見る意識とは、地域的にはどういう分布をしているのかという問題があるわけです。私はそういう調査をいろいろやって歩いて歩いておりますが、八郎潟の大潟村のある農家に質問したところ非常にきれいに説明してくれました。そこでは半分は秋田県ですが、半分は全国各地から集めた人間であるわけです。彼が言うには東から来た人間は生産手段として農地を考える。西から来た人間は財産として農地を考えるということはつきりとおっしゃるわけですが、おそらくそういう問題があるだろう。いわば三世代家族が多くていえが崩れていない、そういう地域にむしろ生産手段有権という考え方方が強くて、逆にそういう、いえが崩れているとは言いませんが、三世代家族じゃないものが増えていく、そういう地域にむしろいえの財産的な意識が強い。こういいう現象をどのように解くのかということがもう一つあろうかと思います。観念的に言うならばむしろ三世代家族の多いところではむしろいえ的な所有権の考え方方が強いんじやないかという感じが出来ますけれども、それが必ずしもそうではないというような現象をどういうふうに考えるのかということがいえると思います。前回の研究会で色々と、最近農業経営が後退して來ているにもかかわらず、直系というか三世代家族といいますか、皆様方のお言葉では一世代夫

婦家族といいますか、そういうものが続していく原理は何かといふのでいえのシンボルとしての農地所有、土地所有といいますか、そういうものが基礎になつてゐるのではないかというお考へが出来ていたかに感じたわけですが、私としてはその農業的な側面を取り去つて、家産継承だけでもつてこの直系家族制ないし三世代家族が続いていくかというと、それは続いていかないだろうと考えています。そんな簡単なものではないというの、私の考え方である、これはまあ結論だけ申し上げておきます。

(三) 変わらない相続形態

そこでこうすることを考えまして、最近の農業者年金の色々な現象をちょっと見てみたのが表2のところであります。表3は磯辺先生が「日本農業の土地問題」のなかでまとめて直していらっしゃる、昭和三十年代後半の農地相続、生前贈与の話がありますが、あそこから事態がどれだけ変わったかを考えてみると、少なくとも農業者年金に加入するような農家においては事態は少しも変わっていない。よく都市近郊では飛び越し相続であるとか色々な現象が起つてゐる、それがあたかも普遍的な現象であるかのごとくに言われておりますが、そんなことは起こっていないということが言えるかと思ひます。あくまでこれは農業者年金に入っている人ありますが、分割相続があつたかなかつたかということで訊けば、圧倒的に分割相続はない。逆に言えばこの程度のことは磯辺先生の頃にもあつたと言えるかと思ひます。それから今使用収益権といえども、後継ぎが全農地を相続するという場合が圧倒的に高いということが言えるかと思ひます。

表2 農地の分割と農業経営への影響

(単位：%)

相続直前の就業状態	農地の分割の有無		世帯外への分割があった場合、経営耕地の減少割合				経営耕地の減少による経営への影響の有無		
	なかった	あった		9%以下	10~19%	20~49%	50%以上	あった	なかった
		世帯内での分割	世帯外にも分割						
農業が主	85.8	10.0	4.3	2.8	-	1.7	-	-	100.0
農外が主	80.7	6.9	3.5	3.5	-	-	-	-	100.0

(資料) 就業改善課「農家の経営継承と農業者年金に関する調査」(62年4月)

表3 農地の相続割合

(単位：%)

相続直前の就業状態	100 %	80~99 %	50~79 %	50 %未満
農業が主	85.8	4.3	8.6	1.5
農外が主	89.7	5.2	5.2	-

(注) 遺産分割を行っていないという回答も若干あったが集計からは除外した

表4の中に処分方法別農地等処分面積というのがあります。自作地の所有権移転というのは、生前贈与のことあります。そうやって見ていきますと、昭和六十年でさえも、生前贈与の形が二万五千ヘクタール、使用貸借の形が六万九千ヘクタールであって、これはほとんど動いていない。けっこう生前贈与という形も現実に存在している。五十一年をとったのは、この年から年金の具体的な支給が始まつたということと、このときから使用貸借という形がみとめられている、そういう意味で起点にしているわけですが、これ以前の数字をとってみても、意外とこんなところだと思います。自作地の無償収益権移転は、磯辺先生などの推測では減っていくのではないかということでしたら、むしろ五十一年から増えて来て、これがまあ生前贈与の特例措置ができたということをごさいますし、それから農業者年金が出来たということもございますが、そうした色々な制度の変更の中で一時増えて、六十年の五万二千ヘクタールという数字もかつての数字よりは高いといえるわけです。

使用収益権の設定をなぜしたのかという点については、経営委譲すると家族の内部で地位が低下するとか、老後が心配だということもありますが、それ以上に生前一括贈与は手続きが大変なのでやらなかつたということがけつこうあるわけです。

色々なことを申しましたが、相続については、三世代家族と農地所有権という形のなかで、それを媒介していくところの相続というかたちも意外と変わっていないということで、皆様御心配される以上に、三世代家族と農地所有権との間の連結は、農業を媒介として強いのだと言いたい、そのための一例であるとうけとめていただきたい。ただ問題は、農業者年金の場合は主としてやはり農業をやつ

表4 処分方法別農地等処分面積（後継者移譲、新規裁定者）

(単位: ha)

年度	総 数	自 作 地			小作地使 用収益権 移転	その他の 処分	参 考	
		計	所得権 移 転	使用収益 権設定			自作地無 償所得権 移転	農地法によ る使用貸借 による権利 の設定
51	25,699	25,314	24,656	658	284	101	71,048	4,361
52	54,208	53,308	24,910	28,398	731	169	71,782	36,951
53	67,706	66,293	26,373	39,919	1,166	247	67,322	44,952
54	69,352	67,835	23,893	43,942	1,281	236	66,581	51,606
55	76,926	75,131	26,306	48,825	1,519	276	65,026	57,900
56	85,324	83,023	25,135	57,888	1,861	440	59,249	56,171
57	74,371	72,267	22,249	50,018	1,623	481	57,139	57,731
58	82,126	79,661	24,333	55,328	1,895	570	54,538	61,112
59	89,480	86,607	24,654	61,953	2,303	570	55,006	69,008
60	101,473	97,960	27,017	70,943	2,796	717	52,780	74,148
61	97,540	93,755	24,973	68,782	2,846	939	-	-
計	824,205 (100.0)	801,154 (97.2)	274,499 (33.3)	526,654 (63.9)	18,305 (2.2)	4,746 (0.6)		

(注) 1. 昭和56年度以前の数値は、57年度末時点において再集計したものである。

2. 処分農地等は、基準日以降に取得若しくは返還を受けた農地等を含む。

ただし、生産法人持分は含まれない。

(資料) 農業者年金基金業務統計、農林水産省「農地移動実態調査」

ている方の、世帯主が少なくとも農業をやっている方の問題でありますから、世帯主が兼業の場合一体どうなってくるのかということは確かにこの調査からはわかりません。兼業農家の方ではとうとうと均分相続が進んでいるという調査結果が出れば、私の説は揺らぐわけですが、そういうことはやはり一つのテーマかなという感じがするわけです。

(四) 女性に集中する「いえ」と個人の矛盾

しかしながら、戦後民主主義の中で、三世代家族、「いえ」所有から人間が自立してくる。そのなかでもって「いえ」所有と個人との矛盾が、女性に一番出てくるわけであります。何年か前の土地法学会で、今総研にいらっしゃる島本さんが御報告されたところ、女性の弁護士さんから質問がありました。こういう事例がある。亭主はずっと勤めに出ていて、奥さんが嘗々と田を耕して来たがある日突然就労する場まで失ってしまった。一体この奥さんは耕作権があるのでないかというのが彼女の主旨であります。島本さんは当時はまだ役所のパリパリのお役人でしたので、農地法は世帯内の問題には立ち入らない法律になつていて。従つて家族内で解決するか調停するか、その辺で解決して下さい。いずれにせよこれは法律にないまない問題であると言つて逃げたわけですが、やはりそういう問題があるということ、「いえ」所有と個人との間の大きな矛盾の接点として出て来ているわけであります。現実に農業をする人間が、「いえ」の農地の所有にどのように加わるのかという問題はやはりあるのではないかという感じがするわけです。

それから皆様御承知のように、農業者年金の制度では、世帯主が

死んだ場合、奥さんが農業者年金を継承出来るかということこれは無理なわけですね。年金制度というのはあくまで西歐的な発想でもつて、個人を単位として仕組まれておりますから、個人の権利が夫婦間で移動する、いえの中でもって移動するということは、西歐的な感覚からいくとあり得ないということになるわけです。とはいながらも、御承知のように、「働く農民に年金を」というスローガンから言えば、むしろ今や働いているのは女性の方であつて、亭主の方は単にたまたま、農地所有権を、所得名義を持つてゐるに過ぎない。農地法でさえ、その所有は単なる名義であつて、いわばいえ全体が所有しているという形をとつてゐる。そういうなかでもつて、しかしながらこういう制度を仕組んでいくとこういう問題が起つて来るやうなことがあるわけです。

七、直系制家族の諸問題と変革の課題

最後に、今日連綿と色々なことを申しましたが、現代の様々な農業経営の問題、あるいは、農家の家族の問題を考えていく上では、やはり、直系制家族、あるいは実体としての三世代家族が存続していく。このことを私はプラスイメージで考えています。その存続は日本にとっていいことであると結論的に考へています。とりあえずそこで家族員の個の自立ということが如何に出来るのか、そういう統一と矛盾の中に現在の農村家族というものは置かれているのだろうという感じがするわけです。で、そこから数々の実践的な問題が出てくるわけであります。

その端的な現われの一つが、お嫁さんの問題であります。御承知のようにこの問題は、決して農家家族だけの問題ではございません

で、同居する家族、それから自営業を営んでいる家族には共通の問題であるわけです。そうすると現下の嫁問題については色々なことが言われており、またフィリピンから連れてくるとか、色々なことが行なわれているわけですが、私は現在の嫁問題というのはごく単純な問題であって、それはまあ農業が儲らないということが根底にあります。が、やはり三世代家族におけるけじめがついていない。三世代家族と個人との関係の調整が付いていないというところに問題の全ての原因があると押さえているわけです。神奈川のある生活改良普及委員の方が、都市の団地の奥さん方はみんな市民農園で「農業」に熱心なのに、神奈川の専業農家に来た若いお嫁さんたちは家の農業を全然手伝わないのを見て、「何故あなたたちはせっかく農家に来たのに家の農業をやらないのか」という質問をしたわけです、そうしたら彼女達の答えはこういうことだったということです。確かに農家に嫁に来ただし、自分は農業をやってもいいと思っていました。しかしおじいちゃんおばあちゃんが働いている姿を見ると、朝早くから夜遅くまでどろまみれになってとにかく働きづくめだ。あの姿を見ても、もし私がそこで同情心を起こしてちょっとでも手を出したならば、それは次から次へと用事を頼まれて、結局若いうちには子育てに専念しよう、夫婦の生活を楽しもうと思っていたのも結局だめになっちゃうということがあるので、これはもうオール・オーナッキングだ。手伝うか一切手伝わないかどちらかだ。私どもは手伝わぬ方をとるなどという話であります。また聞きますのでどこまで本当か分かりませんが、そういう問題がやはり確かにあるのだろうということです。

さらにもう一つ問題が出て参りまして、それは言うまでもなく收

入のけじめがついていないことなのです。団地の奥さん方ははつきり言ってホビーでやってるんだ。我々がやるとすればホビージャなくして職業としてやるんだ。職業としていくらやったとしても農協の口座はおじいちゃんおばあちゃん口座になっているのであって、自分達にお金は回ってこないということが二つの問題だろう。

三点目の問題として、前の前の前の日本農業新聞の連載小説がつて、ある都市近郊の農家の話です。長男は大学を出てデパートの係長ぐらいになったが、浮気をしたりしてどうしようもなくなつてどつかへ出て行ってしまう。やはり勤めている次男が今のところ家を継ぐかどうかというところである。彼がたまたまつきあい出したのが、図書館に勤めている司書の女の子で、これも農家の出であるという話で、いよいよデートした末に家に連れて来て両親に会わせるというところに小説は行くわけですが、そこで彼女が一番最初に言つたことは、要するに家の相続のけじめをつけて下さい、つけてくれたら私は嫁に来ますということを言つた。これを聞いたおじいちゃんの方は「冗談じゃない、この家に嫁に来る前に家の相続の問題にまで口を出すとはとんでもない女で、こんなのは来て欲しくない、帰ってくれ」と言って怒るわけですが、おじいちゃんの方は脳溢血で倒れちゃったということもあり、それから世間様が見えるということがあつて、「その話はよくわかった。うちは長男との間で色々な問題があり得るけれども、その解決をある程度つけたうえであなたを迎えるでしょう」ということでもつてめでたしめでたしとなるわけですが、申し上げたかったのは三世代家族における労働時間のけじめの問題、収入のけじめの問題、相続のけじめの問題、こういう三世代家族であるが故にずるずるといっちゃうような問題のき

ちんとした解決、言い換えれば個人の自立ということが三世代家族の中に無ければ、いつまでたっても嫁問題は解消されないということを申し上げたかった次第です。

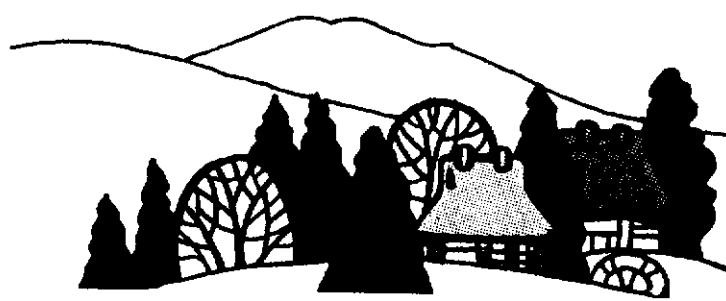
それから二番目の実践的な問題は高齢者問題であります。現在私は二重の意味で高齢者問題が出来て来ているのだろうという感じで見ております。一つは言うまでもなく、高齢者だけが取り残されてしまった、そういう西日本的な高齢者問題が確かにあります。と同時にもう一つ、三世代世帯の中における高齢者問題というのが、それ以上に深刻な問題としている。この問題について詳しい小山智士さんが書かれた本の中では、西日本の高齢者と東日本の高齢者どちらが明るい顔をしているかというと、それは西日本の高齢者の方である。どちらが自立心があるかといえば西日本の高齢者の方である。家族関係から言うなら恵まれていない、取り残された高齢者の方がむしろ自立しているし明るい。逆に三世代家族の中に入っている高齢者の方が自立心が無いし暗いというような問題があるわけです。最近のデーターは知りませんが、かつてから農村と都市では農村の方が自殺率が高いということと、東日本と西日本では、きちっと実証的なデーターがあるかどうかは知りませんが、色々な事例で聞く限りでは東日本の高齢者の方が自殺率が高いということがおそらくあろうかと思います。そういう問題から考えてきますと、高齢者問題ということは単に高齢者が取り残されたということを高齢者問題なのかと思つていると間違う可能性が非常に強いということがあろうかと思います。

そういうことで考えていくと、今の実践的な問題としまして農地の流動化等も確かにあるわけですが、私は同時に主婦農業です

とか、高齢農業を振興していくというような地域農業振興の課題があるだろう、いわば高齢者をヨインショしていく仕掛けが必要ではないかと考えているわけです。

今日全体として申し上げたかったことは、いわば問題は「いえ」の変革か「いえ」の内部の変革かという問題で考えていくならば、私はやはり依然として問われているのは「いえ」の内部変革の問題であるし、またそういう問題として前向きに解決していく可能性はあるだろう。もしもそれを解決していくならば、そして食管制度を守ることが出来るならば、日本の水田農業は安泰でありますし、いえもむらも安泰であろうということを申し上げて終わりにさせていただきたいと思います。





討論

安原（司会） どうも有難うございました。大変多様な形で問題をお出し下さいまして、始めの方はお歩きになりました実態の中から、老人の問題、主婦の問題等を、また佐賀県等にお触れになりまして東と西の問題をちょっとお出しになられたと思ひます。そういう実態の中から、農地流動化の問題、あるいは家族の問題等を関連させてお出しいただきました。同時にまた、ある意味では日本文化の理解に関わるような西と東の問題にもお触れいただ

いて、こういう問題については是非考え方を聞かせて欲しいという御要望もございました。そして最後に現在の農民家族がふくんであります実践的な課題というものを取り上げ、「いえ」の内部変革が一番重要な戦略的課題ではなかろうかというような形でお結びになりましたかと思ひます。御質問・御意見等、率直にお出しいただければと思います。

高橋 言葉の問題をちょっとお尋ねしたいのですが、西日本の

田代 一世代世帯化というとき、これは老人夫婦のことをお考えになつておられるわけですか。

田代

レジユメに世代構成というのを書いておきましたが、一世代世帯化の中でも特に高齢一世帯化ということです。高齢一世代家族ということでは、おじいさんだけ、おばあさんだけが取り残される、あるいはおじいさんとおばあさんが取り残され、そのいずれかが六十歳以上であるということです。

高橋

高橋 もう一つ言葉の問題ですが、「直系制家族」という言葉を使う方がいいのか、「直系家族制」を使う方がいいのか、このあたりはちょっと問題があるよう思ひます。両方使われているように思ひますが、教えていただきたい。第三に、単婚家族という言葉をわりと社会学では使わないのですね。複婚という場合に一人で二人奥さんを持っているとか、そういう形で使う場合もある。それに対応する形で法制史などで使われるよう思ひますが、単婚といふのは要するに一つの家族の中に夫婦が一つであるということですか？要するに、夫婦家族ということを単婚という言葉で指してるのでしょうか？

田代 私のイメージで言えば、夫婦か、夫婦と未婚の子供かというそういうものを単婚という言葉で指している。

高橋

田代 親夫婦と子供夫婦で住んでいるのは？

高橋

田代 これは一世代家族ですね。

高橋

田代 单婚じゃありません。次の御質問ですが、どちらでも私はかまいません。「制」が入れば私の意図は満たされますか

田代 とは問いません。

高橋 両方同じぐらいに使われているのですから、その辺りは整理した方がよい、使い方をきちんととした方がいいような気がするのですから。

田代

田代 松田先生、石原さんなんかは直系制家族というような使い方はしていませんでしたか、あるいは白井さんなんか…。

高橋

直系制家族というのはわかるのですが、夫婦制家族という

のはね…。家族というのは大体夫婦を基礎単位として成り立ってますから、夫婦制家族という言葉を対比させますと、ちょっとおかしい。夫婦制家族ならわかるけれども。夫婦家族を基本にする、家族制度という意味になるので。どちらがいいのか、

松田 この辺はまたあとで議論につながっていくと思うのですが、七の、直系制家族の諸問題と変革の課題のところで、「いえ」の変革か「いえ」の内部変革かということで、内部変革の方を探っていくべきだとおっしゃっていますが、その「いえ」という言葉と直系家族との使い方ですが、論者によつて、三世代つながっていくということで「いえ」と言うか、それとももう少し、社会規範を含めて「いえ」と言うか、どちらにポイントを置くかによって、論者によって問題のとり方が変わつて来てしまふうだろうと言う気が致します。

田代 社会学内部の難しいことは私ちょっとと判らないのですが、

一番最初に問題を出しましたように、私は西日本を含めて、私の推測としては日本の農家家族は直系家族だろうというふうに見ているわけです。規範としては西日本といえども、行き着くべき所としてはやはり直系家族だろうというふうに考えているわけです。そうすると直系とは何かとまた質問が出て来る可能性があるので、いわば実態としては、さっきも言いましたように、自分は女性で学校の先生をやっていても、自分の亭主をつれて来て自分の家の農業をやらせるというようなことを含めて、直系かどうかということはどうでもいいのであって、実態としては三世代家族が続いている。その両方を指して、規範の方から見ようと実態の方から見ようと、いずれにせよそれは両方とも私は「いえ」だというふうに理解してい

るわけです。ですから言い替えますと、「制」、規範ということから考へると一世代世帯でも直系制家族だというふうに理解する。ちょっとさつき言葉が足りなかつたかと思いますが、結論的に言って私は水田社会に固有の、日本平坦部、世界一の人口扶養力を持つてゐる平坦部の、そういう水田という地目固有の存在として「いえ」ということを考えていくということあります。

相川 家族については、家族関係の形成の仕方のルールをどう

経済的側面、機能をもつかという、二つの側面があります。社会人類学などは家族の形成のルールとして、夫婦家族と、直系家族と、拡大家族という三大類型を作つてゐる。それに対して日本の「いえ」と言つた場合には、家族の形成のルールとしては直系家族である。しかし単にそれだけにとどまらずに、実は「いえ」には経済的側面、機能といったものが付加されて使われる。そういう組み立てで大体仕分けされてくるということですけど、田代さんの議論はですね、そういう家族の、いわば社会関係のルールと、経済が家族にいかなる規定性を持ち得るかという、その二つを問題提起されていて、その二つの媒体として農地所有、あるいは相続ということを措定されてゐると思う。

ここから質問に入るのですが、基本的に日本の「いえ」を、理解される視点として、一つは水田というもの特性を強調される。それは水田が剩余の蓄積可能という、生産手段としての特性を持つてゐる。それが一つの特徴といわれるわけで、それに私も賛成なのでですが、一つ問題点は、例えば現在の生産力がですね、労働生産性志向というような形で、技術変革が行なわれていく中で、そういうた

水田の蓄積可能性という、そういうものが変化し、そして変化していくというものを持ち得ているのかどうか、その辺についての田代さんの御意見を聞かせていただきたいというのが第一点です。それから二点目は、兼業化・都市化といった、生計を農外に求めるという経済的な変化、これが今までの水田に根ざした「いえ」に、いかなる変化をもたらすと理解されているのか、これについて教えていただきたい。第三番目に、農地は生産手段であり生活手段であり私有財産であり家財産である、多面的なものということですが、これは私も全くその通りだと思うのですが、こういうものがですね、生産力の進展、消費経済の進展という中で、こういう農地の多様な側面がいかなる変化をもたらされるのか、そしてそれが例えればじめと言われた、労働であったり生活であったり消費であったり、そういう問題についてどう関わるのか、その辺についての御見解をお聞かせ願いたい。

田代 相川さんが専門におやりになっていることで、私が答えようのような話ではないですね。まず最初に、そういう仕組とということですか、私はそれは相続という形で端的に現われてくるし、社会学の方々が世界的な農村共同体の類型化をしていくときには、やはり相続が必要だと思います。そういうことでいくと、私の今日の報告の最大の弱点は、むしろ我々が理想的に描いている、イギリスのヨーマンリーなんかはどうだったか。おそらく直系制家族だったと思うんですね。その辺のところをつかれちゃうんじゃないかと思ったら今日はつかれなかつたのでやめておきますが、水田と全く違うところで同じような形態がある。だからおそらく相川さんおしゃったけれども、社会学のおそらく世界的な潮流の中では、農村共同体に

おける相続の在り方として長子相続制なのかそうでないのかということは問題になる。そういう世界的な類型から見ると、日本と西欧はやはり長子相続制の中に入つて来るという点では私の水田中心ということは成り立たないということがあるわけです。意外と日本のわれわれ経済学者は、ヨーマンリーなんてのは本当に人格的自由と自立の存在だと思っているので、意外と民主的な家族を描いているのではないかという私の想定なのですが、冗談じゃない。そういうわけで、一つは生産力の向上が「いえ」とか「むら」とかいう問題にどういうふうに関わってくるのかという問題でして、申し上げるまでもなくその「いえ」というのを一つの生産関係としてつかまるということは、綿谷さんが提起された問題であって、そういう生産関係と生産力の関係というふうに置き換えてみますと、根本的な問題になってくるわけですが、そういう問題について私は答えると言われましてもはつきり言って答えられないと言いますか、今申し上げたかったことは発生史的に見て、少なくとも日本の直系家族制と言うのはそういう水田の生産力を基盤にして成り立つて来たのではないか。それはやはり数千年かけて成り立つて来たのであって、最近のごく短期間の生産力の変動ということについては、やはり上部構造・下部構造のすれ違いみたいなことはあるだろう。もうちょっとやはり長期を見渡してみるとそれがどういうふうに帰趨していくのかわからないのではないか。さきほど申しましたように、にもかかわらずやっぱり日本に出て来ている大規模経営などをとつてみると、そういう問題をやはりそろクリアしつつあるのではないかという印象を受けるわけです。しかし、日本の生産力全体がそつちの方向で流れていくのかどうかというのが今、相川さんなんか

がやっている一番のポイントであると思うのですね、大規模経営になっていくのか、それともやはりこういう小農経営が残りながら、違った形でもって生産力の器になっていくのかという、その辺にやはり関わってくるので、ちょっとやっぱり何とも言えない問題があるのだろうと思うわけです。

それからもう一つの側面としての、都市化だと兼業化だといった問題に対してもう一つふうにファクターを入れていくのかということですが私はさっき申し上げたように、おしなべて日本は、西であれ東であれ水田であるならば、こういう三世代家族というの規範であり原型ではないだろかと見ておるわけです。そのなかで特にやはり東山から中四国、九州と、現実にはそういう規範を維持できなくなってきた大きな根拠は、太平洋ベルト地帯でいうならば都市化という流れであるだろし、もうちょっと遠隔地でいうならば労働力の流失、そういうことが一番大きな原因になって、それでやはり単純に崩れて来たわけで、さっきの、東では生産手段的土地所有権が強くて西では財産所有権が強いということは、やはりそういう都市化との関係といいますか、都市との経済循環という、山田盛太郎先生以来の西日本と東日本の経済循環の違いみたいなものがやはり規定しているだろうというふうに私は見ておるわけです。同時にですね、三世代家族がなぜ今まで維持できたかというと兼業化が可能だったから維持できたり、また兼業の最大の要因は三世代家族であることが兼業を可能にしたのである、そしてまたその兼業が三世代家族を支えてきたということが言えるだろ。同時にその兼業ということは、三世代家族を崩す方向に大局としては動いているだろうというですね、非常に難しい、維持しつつかつ崩していくと

いうですね、そういう弁証法的な関係に戦後の三世代家族と兼業との問題はあるんじやないかというふうに理解しておりますが、これはまあ、相川さんの問題提起に対してストレートに单一の答えスバル出せる状況ではないということなんですが、三点目の方はすいませんが問題をもう一度端的に。

相川

農地の性格が生産力との関係でどう対応し、具体的には「けじめ」という点はどう帰つてくるのかということです。

田代 様方の研究会での色々な御議論を伺つておりますと、先ほど申したように生産手段、生活手段、私有財産権、家産という四つの側面が日本の農地所有にはあるのであって、傾向としてですね、例えば生産手段所有権が消えていくんじゃないかというようなところで議論しない方がいいのではないかというのが私の言いたいことなのです。最後の薄皮一枚、首の薄皮一枚でも生産手段として活用される限りはそれはやっぱり見て行った方がいいんじゃないか。生産手段と生活手段との差というのはですね、あるようでないようだということもあるんじやないか。議論が極端になつていって、生活手段としての側面がだんだん消えていくとそれはやっぱり農地所有は性格的になくなつて行くんじゃないいかという議論はあまりしない方がいいんじゃないかなというのが私の予想であるわけです。繰り返しますと薄皮一枚でも生産手段としての意味が残っているならば、そういうものとしてトータルに把握していく方が議論は生産的ではないだろかと考えています。

けじめということで言うならば、ちょっとそれは難しいですね、五年後ぐらいに議論したいと思うんですけども。と申しますのは、今

度一応特定農地の貸付ということでもって農地取得の制限について一定の風穴が開けられてくるわけですが、これはおそらく私は食管法との関連で五年持たないんじゃないかと見てるわけです。その場合に農地法を巡る問題がまた起っこてくる。そこでおおいにやつてみたらどうかと。結論的に言つて私は個人所有権みたいなものがやはり認められる方向に動いていかざるを得ないんじやないかと見ておりますし、またそれでいいんじやないかと見てるわけですが、それと「いえ」がどうからむかということは、食管が崩れちゃうとか何とかという前提を入れてこないとなかなか見えてこないもので、五年前ぐらいにやればもう少し生産的になるんじやないかという形で逃げさしていただきたいと思います。

安原 今相川さんがおっしゃたこととちょっと関連するのです
田代 が、先ほど田代さんおっしゃった、生産手段的側面という
のが無くなつて、家産としてですね「いえ」というものを考えていく
くという考え方もあるようだけれども、自分はそうは考へない、
その場合にはやはり「いえ」というものは無くなるんじやないかと
いうお話しがありましたけれども、そういうことはあると思ひます
がもう少し敷衍しますと、例えば庭畠的な意味でですね、若干何か
やるということがあるだろうと思ひますが、むらのなかでですね、や
はり一軒前の農家として認められると、いわばそういうような意味
で家産的なものというのがなかなかならないということが考
られるのですが、その場合にはそういうものはもう全て「いえ」と
認めない方がいいとお考へですか？

田代 私が認めるか認めないかということじゃなくてですね、い
ろんな形でもって例えば耕作ということが無くなつたとし
ても、農協の組合員資格は残しておくとかですね、いろんな形でも
って手当をしようという、要するに完全に土地を貸し付けたとして
もいわば農家である、結果的に農家であるし農協の組合員であると、
こういういろんなことをお考へになつて農地の流動化を進めようと
考へていると思うんですね、私はですね、やはりそのお宅が完全に
農地を貸しちゃつた場合ですね、そこで相続問題が出て来たときに
本当に今の単独相続というか、そういう形が継続していくんだろう
かというところで考へるとそれはかなり均分相続的なものが入つてく
るんじゃないか、結果的に「いえ」はそこで潰れていくんじやない
のか、ただそれが自家菜園であり、自給的な野菜畠であれ、そういう
形でもってともかく生産手段としてそこを農地として使つてると
いうことが有る限りですね、そう簡単にはいかないだろうというの
が私の予想であるわけです。ですから、色々な御議論があるようで
すが、傾向として生産手段的・所有というものが消えていく、それをに
らみつづなおかつ「いえ」のシンボルとして農地所有が残るだろ
うし残っていくだろうという予想は私は持つていないとこのことです。
その方向が望ましいか望ましくないかという事では、私はやはり
その方向は望ましくないだろうと見ておりまし、「いえ」は残つた
方がいいだろうと考へているわけですけど…。その辺はお互いにシ
ュミレーションの世界でありますから、現実はどうだということは
言えないと思う。例えば私は都市でいろんな農家調査をするわけで
すが、そういう実態を見ていますとそれはやはりちょっと難しいん
じゃないのということですね。自家野菜であればやはり採れたら遠
くの兄弟にも送つてみるとかですね、横浜なんかでいえば、はまな
しなか非常に有名なわけですが、自家菜園的にはまなしを作つて

いたとしてもそれが採れたら兄弟に送ったりしてればそう問題も起きないだろうというのが私の予想であるわけです。

黒崎 今までの話につながらないので申し訳ないのですが、先生のお話しですとレジュメの「畑作一農地価格は畠単位」と

いうそういうところが鹿児島県や宮崎県の南部に今でもあるということですね。そこでお伺いしたいのはですね、そこでも水田を作っているところもありますよね。そしたら水田作ってる所はレジュメの水田のところにあるような「むら」ができるわけですか。それとも畑作のところに先生がお書きになっている均分相続・家としての蓄積・継承が欠如して自由に作り分割できる「むら」、そういうむらなんでしょうか。同じ地域の中で、畑作の所で先生のおっしゃるような通りであるということは事実でしあうね。そこでの水田を作っているむらはどうなんでしょうか。

田代 これは相川さんや磯辺さんに答えてもらった方が安全だと思います。と申しますのは私が相川さん達と一緒に調査しましたのは、まさに水田の無いところをやったわけです。それはもう物理的に水田ができるないという南薩の頸姓町という畑作地帯で、池田湖の水を引いてやっと水ができるときにはもう水田を作っても意味がないということでもって、そのむらでも何町と数えるくらいしかないといふんですね。そういう純粹なところをとつてこういう議論を組み立てているわけです。それから沖縄なんかに行けばこれはもう畠単位でなく坪単位になってくるわけです。で今の先生のお話しはそういういわば田畑作地帯、同じ鹿児島なら鹿児島、宮崎なら宮崎の田畑作地帯ではどうかというお話しだと思いますが、わたしはよく存じませんが、例えば磯辺先生が昔おやりになつた北薩

の鶴田村なんかとつてみましても、やはり均分的な相続であるわけです。ですからそれはそう簡単な話ではなくて、やはり薩摩藩の世界といいますか、一つの上部構造の単位が出来上つてくるとそれはやはり水田にまでですね、リトマス試験紙のように水田だからこつちの色になつて畑だからこつちの色になるということじゃないだろう。ひとつ上の上部構造がやっぱり規定していくということがあるんじゃないのかなあという感じで見ております。ですから結論的に言って、少なくとも鶴田村では磯辺先生、均分的な相続ですね?

磯辺

そうです。

田代

なぜそんなことを質問したかという理由はですね、有賀

黒崎 喜左衛門が、「いえ」と同族のことを一生懸命やっておったんですけどもこういう所の構造が入つて来たら果してそれをどう考えたらいいのかということを、とうとう最後まで結論をつけることができなかつたんですね。それ位、今そこでお触れになつたことは有賀喜左衛門にとって重要なデータであったというふうに思うものですから、あえて質問させてもらつたわけです。もう一つ、私自身が日本の「いえ」とか「むら」とかいうものを、一つのシェーマを立てて具体的なものを作つて位置付けるかというときに、今先生のおっしゃつたデーターが入つてくると私自身の考え方というものが成り立つような気がするのですから、あえて伺つたのです。本当に有難うございました。

田代

先生は前に北海道にいらっしゃいましたね?

黒崎

ええ、居りました。

田代

むしろ私の方が逆にお伺いしたいのですが、北海道では例えば養子なんてことはあまり考えないととかですね。

黒崎

養子は結構取ってますよ。

田代 ああ、そうですか。あまり養子という考えはないと私はどは伺つておるんですけどね。

黒崎

いや、そういうことではありません。「いえ」というものを自分がこさえたとなればそれを繼いでもらう。こさえないう段階のときには、それはいえが安定しておりませんので、そういうものが圧倒的多数を占めれば、統計処理をすれば、そうだということになる。一回創つてしまえば、創った人がいればそれを繼がせようとしても、また継ぐに値するものなら続けることになるんじゃないかな。

磯辺 その場合「いえ」というのは何なんでしょうか。お伺いしたいのですが。

黒崎 たとえばですね、具体的に申しますと、まずここに骨を埋める決心をして、お墓を造りますね。そのときに初代となるのが北海道での初代なのです。そして二代目三代目と先祖代々の墓に刻んでいく。そういうようなものをもし持つとすれば持つていくように、いろんなものを整えていく。ただ北海道の場合、例えば墓地一つ取り上げてみても、公園墓地みたいな墓地なんです。どの宗派もみんなが一所です。やはり伝承が弱くなるということはありますね。

田代 北海道は、表の14に示しましたように、私の範疇から見ると三世代世帯の率は四十九パーセントで五割を割つてお

りまして、全国平均の五十六パーセントに比べてかなり低い。逆に一世代世帯の比率は平均よりも高いということでもって、私の範疇

からいえばこれは西日本的な範囲に入るわけです。総研の田畠さんが「北海道の農村社会」ということでお書きになっていますが、彼の認識でいえば、やはり嫁をとつてまで家を繼がせようという観念は北海道の農家にはあまりないということですが。むしろ私の方からお聞きしたいのは、北海道は大規模畑作農業ということですが、私は北海道畑作というこの地目と、単に上部構造的にですね、「いえ」から切り離されてあっちに流れて行った連中であるとか、そういうことは抜きにして、やはり大規模な北海道畑作と、そういう家族現象とは関係があるんじゃないかなというのが私の推測なんですけど。

黒崎 それでしたら大変困るんです。統計的処理をすれば確かに先生のおっしゃる通り。ですから例えば私の扱った、留寿都村の大西というお家などを見ればですね、先生のおっしゃるようにならんのです。やはり先生が日本の「むら」本来、日本の「いえ」本米とおっしゃっているような、タイプに近いんですね。田代 それは水田集落ですか、畑作集落ですか。

黒崎 畑作集落です。それからもう一つね、北海道に「いえ」が

有るか無いかという議論がございます。その場合はやはり統計処理をすれば「いえ」が有るとは言い難いんでしょうね。ところが、北海道で色々研究なさっているフォークロアとか、人類学をやつてある方から、北海道に「いえ」が無いということはとても信じられないという報告がどんどんなされている。ですから、私は田畠先生はその点気をつけてものをかいておられるよう思います、私は納得しますから。ただ、田畠先生について納得できない点はここで

今議論することないから、お話ししませんけれども、大体そういうふうなことになるわけですね。

磯辺 その納得できないところが私の気になっているところです。

して、つまり北海道で「むら」というよりむしろ農事組合を中心とした組織である、という言い方を田畠君は中心に置いているわけですね。

黒崎 いや、その農事組合を中心としてという前にですね、悪のときの枠と、農事組合の枠とがどれくらい重なってどれくらいずれてるかということをみますとですね、田畠先生のおっしゃることはわかるんですけども、そう崩れて、離れてないじゃないかと言いたくなるわけです。それから、田畠先生の扱ったむら自体が、私の考えていることを支持するわけです。ですからもし気をつけて見たら、北海道でもいつ入植したか、どの時点で入ったかによつて変わってくるのではないですか。私その辺のことはまだ詳しく判りません。

高橋 佐賀の「三夜待ち」の話で年齢階梯制、これ一つを取り上げれば確かにそうなのですけど、三日月村の集落には調査に入つただけで書いたことはないのですが、あの集落は完全な宗教集落なのであります。一年中宗教行事ばかりやつている。それで一つだけではなく青年集団が沢山有つて、青年がむらの役回りを分担して、本当に一年中宗教行事ばかりなんですよ。三日月村の中に色々熱心に生産組織などをやつているむらがありまして、要するにむら仕事で宗教行事を出している。出ないと罰金ということでやつているようなところがあるので、「先進集落だから停滞する」というふう

にきれいに持つてこれるのかどうかね、もっと大きく深い伝統があつて、その上にかつての新佐賀段階と呼ばれるような、あるいは集団栽培とか、そういうものが成立していたとあるものではないかということをお聞きしたい。

それからもう一つ、三の「問題の二重性」のところで三世代家族が非常に問題にされる四世代家族の問題、非常に増えていますんでね、これを入れていかなくてはならないだろう。老後の生活を考える場合、年寄夫婦がその上の世帯を養わなくてはならないですね。そうするとやはり、若い世代との家計負担の自立化が進んでますから、若い世代に頼らないと、そういう自分の生活は自分で面倒見るんだといふ誇りが出て来ていますからね、その場合にですね、自分の親夫婦、四世代の一一番上ですね、これは背負つて行かなくちゃならないですね。そういうときに持つ農業の意味とか、土地の意味、そういうものを考えるきっかけとして四世代問題は大きいし、今はなくてもやがて自分もそういう運命になるわけですね。それがやはり若い世代の考え方を多少は規定しているだろうし。四世代問題も一つ重要な問題として、僕は十パーセント近くあるんじゃないかと、僕の調査したむらでは十パーセントぐらいあるわけですね。

田代 農業調査では三世代以上でくつてますかね。統計情報部に着けばそれは出て来ますけどね。十パーセントはまだないと思いますね。全体に対して十パーセントですか？

高橋 そうです、長生きしますからそういうことも出てくる。量の問題じゃなくてですね、彼らの観念を支配するものを考える場合に、やがて自分達の運命でもありますしね、農地流動化ということを考える場合にも、やはり大きな問題じゃないか。

田代

佐賀の方でも私ちょっと誤解を与えたかもしませんが、意識が非常に強いということで、テレビで放映された「おしん」で佐賀は色々批判されたわけですが、まさにあれが本当によく表わしているわけです。そういう意味で直系制家族が非常に強いということが、かつて磯辺さんが調査された昭和三十年代の頃は非常にまだ連中は若くて、そういう時代の家族関係がどうだったかよくわかりませんけれども、先進的な交換分合をするとかですね、いろんなことを抱つて来たそういう集落で、そのとき若かった連中が世帯主になつて、やはりその世帯主が非常にしつかりした世帯主であればあるほど、その世帯主は最後まで、死ぬまでやはり世帯主であつて権限を持つてているということが、逆にそういうむらの活力というか、先進性というか、そういうことを失わせていつて非常に停滞的なむらになつちゃう一つの根拠としてあるんじゃないかということを言いたかつたわけです。先生の行かれた三日月というところはもうちょっとと干拓地形成が古いところですけれども、私の行きました東与賀というのはまさに、かなり新しい干拓地であるわけです。そういうものにたいして「三夜待ち」みたいなのがですね、いえの中の縦系列に対して横の連帯みたいなものが出て来て、そこがもうちょっといろいろな発言をしてくれば佐賀も変わることもあるんじゃないのかな、ということが私の言いたかったことであるわけです。

それから四世代の問題につきましては、今日こういう問題が出るとはちょっと考えていいなかったもので、四世代問題からアプローチするのか三世代問題からアプローチするのかというとですね、やはり二世代問題からアプローチして、六十の息子が八十のおばあちゃん

んの面倒を見るという、そういう問題にアプローチした方がいいんじゃないかという私の予想です。

高山

さきほど松田さんからも直系家族制とそれから三世代家の問題がちょっと出されまして、三世代家族というのは一つの形態で、直系家族制というのは、やはり「いえ」（日本の「いえ」でござりますけど）というものと結び付いたものなんだろうかなという気がするのですが。例えば西ドイツにいて農村に入りまして、三世代家族、ただそれが二階がおじいちゃんおばあちゃんというように完全にフロアを分けている、そういうような三世代家族というのが農村の中に結構あるわけです。だから三世代家族であるということ、直系家族ということは、これは当然違うんだと、私などは考えております。それが、日本の場合にはかなりだぶつて感じられているという形態をとつてているんだろうと思いません。

それで問題は、その先で、「いえ」の変革か「いえ」の内部変革か、こここのところで「いえ」の変革ではなくて「いえ」の内部変革だと、全面的な意味での「いえ」制度が維持されていれば、その父長的な「いえ」というようなことで家族制度から言つても「いえ」の変革ということは戦後の民主化の課題になつてました。それがまあ戦後の民法のもとで制度としては目に見えるような形では「いえ」の変革が対象になるようには考えられない。そう致しますと問題は「いえ」の内部変革ということにならざるを得ないんじゃないか。そこで、おっしゃったように私も個人の自立、それが大変重要な問題になるだろう。そうしていったときに個人の自立といった場合に、まだ曖昧模糊としている嫁の地位の問題、即ち身分的な問題と、それ

から所有権にはつきり出てくるような経済的な権利の問題。この二つのことが自立の概念には必ず入ってくる。その両方が、内部変革の対象になっているんだろう、というふうに思うわけです。そして、そこから先なんですが、そういうふうに個人の自立というのがどういう契機で日本の中で起こってくるか、これはちょっと私には何も言えないんです、はつきり申し上げて。しかし、そういう問題を提起された限りで、本当に個人の自立が、徹底されて言ったときに、こういう「いえ」の内部変革で「いえ」というのは残るんでしょうか? 私はもう残らないんじゃないか、そこまで徹底して行ったときに、家族関係として個人個人の関係として形成されてくるような家族関係であれば、もう「いえ」というようなことを言う必要はない。そして今の段階では内部変革しかないんだろうというふうに感じているんでその辺の御意見を伺いたい。

田代 結論から申しまして、先生のおっしゃる通りであって、今の問題を、まさに先生のおっしゃった現在の問題としてどう考えるかということでありまして、もしもですね、行き着いた先に「いえ」というものが破碎されて行くならば、それは当然結構でしょう。だけども現実の日本においてはそれは問題になっていないということであるわけです。ですから「いえ」の変革かというと同時に、「いえ」というのはマイナスイメージで使われて「いえ」というのは壊しちゃった方がいい、単婚家族になった方がいいという、そういう脈絡の中で考えることを「いえ」の変革ということと言ったわけですね。それに対しても先生の方からおまとめいただいたままでもって、そのなかで個人の自由とかそういうことを考えて

行きましょうということで申し上げたわけで、その果てがどうなっていくのかということはもう一つ次の段階の問題であって、そこをどう見通すかということは、私としては当面の感心ではないと、そういう感じであるわけです。

それから前の方のお話しさはよくわかります。私は飯と一緒に食つか、一緒の風呂に入るかというところが根本的なところでありますて、それがだんだん離れて行つた暁にはですね、同居という形があつたとしてもですね、やはりそれは違つてくるだろう。だからフロアを分けて住んでるということもありますし、あるいは、いえの中にも、屋敷の中にもう一軒長男用の家を作つてある。そういう家は「いえ」としては必ず滅びていきます。農家としては終わりだなあといつの調査していくはつきりわかります。ですから私はそういう形での範疇の中には三世代家族というのは入れていません。三世代が同居している、同居しているということは具体的に飯を食うかどうか、風呂に入るかどうかということであるわけです。最近お嫁さんが来ない一つの原因に風呂が汚いということがあるようですね。おじいさんおばあさんが農作業をやつた後の風呂は汚れちゃうんで、そういう風呂には入りたくない。そういう意味では先ほどのフロアを分けるということも、あるいは同じ敷地の中でもつて棟を分けていくというのもですね、私は危ない現象だと見てて、三世代同居家族の中には入れてないわけです。

高山 そういうふうに三世代同居家族ではないという形でフロアを分けたりしていることが、生産としての農業を壊滅させるかどうかは、もう一つまた別の問題ではないかと思うのですが。ですから、日本の直系家族制、三世代家族制のもとでは、

その形は滅びていくかたちだろう。ドイツの場合また別だと思うんですね。そこでは直系家族制は必ずしも規範意識としてあるわけじゃないし、それともう一つ申し上げたいのは、滅びていく段階だからといながらもじゅ具体的に個の自立をどうするかというときにですね、やはりそれも一つの解決方法であって、そこで農業経営とどう意識的に結び付けるかということがやはり課題になるだろう。それから今日宮崎先生なんいらっしゃいますけど、先生がやってきた親子契約とか家族協定農業とか、皆さんから色々批判を受けるわけですけど、それは戯画かもわからないけどもですね、やはりこれからやつしていく必要があるんじゃないかなと私は思っているわけです。そういういろんな仕組を考えていかないとだめだろうというふうに思うんですね。

柿崎 三世代生活を分離しているというのは、日本では近世から隠居制があるわけですね。そういう形だけを見るとですね、「いえ」が滅びるとか結論づけることになる。それだけではないわけですね。つまり経営との、先ほど話題が出た様に、そういう生活スタイルはいろんな特徴があるわけで…

田代 私にとっては隠居制度というのは「いえ」が無いから隠

反する概念で、隠居制度があるということは「いえ」が無いということです、私に言わせれば。

柿崎 あ、そうですか。つまりね、一つの家の屋敷の中にです
ね、要するに…
田代 それはよく存じております。

柿崎 それは「いえ」が無いと言ふんですね？

田代 ええ、「いえ」が無いんです。それは三世代家族が無いと

いうことです。直系家族制が無いから隠居制度が生きるということです。直系家族制がある以上は死ぬまでおやじはそのいえを支配していく。

柿崎 直系制と「いえ」とはね、ちょっと僕は…

田代 あ、そうですか。私は同じふうに考えております。

柿崎 私は直系家族構成なんていうものは、これは何も「いえ」が無くたってできるわけです。つまり「いえ」というのは僕はもっと別の問題を含んでいると。つまり家族構成だけからは「いえ」は捉えられないという…。

田代 じゃあそれは私の考えと全然違いますね。ただその問題はですね、互いに違う違うないと机を隔ててやっててもしようがないんで、具体的な現象の中でどうなんでしょうか。例えば鹿児島とかですね、それから私の知っている所では所では愛媛県の八幡浜とかですね、これは漁村の近くの、そういうところに農家であっても隠居制度をとる所はあります。ありますけどそれはやはり「いえ」はありません。私の考える直系家族制とか三世代家族の同居ということは無い。

柿崎 私は例えば長野県の富士見町とかですね、それから福島の相馬あたりにも隠居制がある。ここではですね、ちゃんととした他のような「いえ」がある。ですから、隠居慣行というものの種類もまた非常にヴァリエーションがありますから、だから性格が分かれてるからって簡単に割り切れるかどうかというところに僕はちょっと疑問があるんですね。

田代 今私が例を挙げ、先生も例を挙げられたわけで、先生方の

ほうがお詳しいわけですが、そういう例を沢山挙げてみてもですね、所詮まあ大数法則になつていかないだろ、いわば特殊なですね、はつきり言つてはみだした連中の話だらうと私は見てるわけです。

柿崎 僕はむしろ逆にね、現在けじめの問題が出てくると、むろそいうある種の日本的な、「いえ」の中における隠居制というものがですね、ある意味で非常に合理的なですね、ある意味では「いえ」をきちつとが維持していくためのですね、新しい一つの発想にもつながつてくるという側面がありはしないかなあというふうに見てます。

田代 その側面は私も認めるんですよ。ですから生前相続とかですね、農業者年金制度ということとは、ある意味では現代の隠居制度であるわけですね。隠居といふものを作らないけれども生前にやはり農地を渡しちゃうということはですね、ある意味ではそうである。そういうこともいろんな解決の方法があるだろ、またその隠居制から学ぶことがあるだろ、ということは認めますけれども、それと今の問題局面は私は違うだろ。というふうに満てるわけです。ですからさつき申しました親子協定とかですね、家族協定農業とかですね、これが日本の三世代家族に極めてマッチした実態としても制度なんてことは全然考えてないわけです。だけどそういう仕掛けをしていく必要があるだろ、という意味ではいいんじやないかというふうにみてるわけです。

安原 今日田代さんが「いえ」の概念論に入らないということをおっしゃったのですが、やはり問題を考えていきますと

田代 柿崎先生の意見は村落社会研究会の大勢なんですか？

安原

いや、別にそういうことじゃないです。いや、そういうふうに見は我々もですね、考え方直して見なければならぬだろ、ということはあるわけですね。で、それと関連しまして、これは高山さんもおっしゃったんですけども、松田さんがおっしゃった問題提起もそれに関連しているのだと思います。三世代家族といふのは一つの家族構成から見てる規定だろけれども、実はそういう、これをまさに「制」という、システムたらしめているものが何かありますかと、そういう意味ですね、松田さんからお出しになつた問題をもう少し敷衍していただいて、田代さんからお答えを伺いたいと思います。

松田

一つこれは非常に瑣末な質問だとと思うのですが、けじめに関してなんですが、収入配分のけじめと言うときに、この収入というのは農業収入ですか？

田代

基本的には農業収入です。

松田 そうしますと、例えば兼業農家の場合、それぞれが自分に持っているのサラリーを持つていて、今八十数パーセントがそういう農家ですね。そういう農家の場合兼業部分というものは、この中で具体的にどう扱っていくのでしょうか。

田代 おっしゃる通りでありますて、さっきの例は、都市近郊の、世帯主夫婦は少なくとも専業的にやつて、そういうお宅のなかで色々聞いたお話しということで、勿論息子さんは勤めに出ちゃつてるという形でありますて、そこで奥さんは家にいてどうなのかということでありまして、おっしゃられるような、全体が兼業収入で圧倒的に構成されている、そういうところの問題をどういうふうに考えるかというのは、また別のことで、おそらくま

けじめはついちゃつてる形じゃないかなあと思います。逆にあまりにも自分の勝手にするもんで問題が起こってるという、そういう側

面の方が強いと思います。前、大須さんたちと東阿智かなんかを調査したときは、家族それぞれ兼業していく各自五万円ずつ家に出して、それでまあまかなって、あとは自分達で使うとかですね、色々な形がすでにあのころから出て来たわけです。それについてはこれから勉強しないと何とも言えないですね。

そういうところで農業経営をどういう形でやって行けるのだろうかというのが、今の問題を考えていくとよくわからぬななどいいう…。

田代 いやそれは本当にそうです。

工藤 先生が象徴的におっしゃられた、風呂と釜の飯を一緒にしなければ同居じゃないということですが、ただ、そういうのが何個あるかという数を問題にせずに言いますと、千葉の蓮沼にこういうところがあるのです。要するに生活は全く別で、逆に農業は一社なんですね。先生は同居という問題を風呂と食というふうに生活の方からおっしゃられたのですけど、実は農業労働の面から家族という問題を考えるとどうなのかなという気がします。むしろ「農家」ということであれば、先生の立場からするとですね、むしろ農業労働、労働編成みたいなことで言われる方が そこにもう一つ大きな問題があるんじゃないかな。あるいは宮崎先生がやられたような家族協定のことで「いえ」といつでもですね、部門分割性とかですね、あるいは手伝いをどう評価するかということともからめてけじめの問題が出てくるし、個人の自立ということで言えば、むしろ生活面でどれだけ自由が有るかということが、自家労働評価よ

り関わってくるんじゃないかという気がするんですね。

田代 いや、ただ問題はですね、そう簡単にその労働力の問題に関連してですね、家族と経営と所有とを結びつけていくければいいけれども、相対的にそれが違った現象を呈しているな

かでもって、それをどういうふうに考えて行くのかというのが、皆さん方の一番の悩みじゃないかと思うんですね。家族から勿論経営の労働力が内給されてくるわけだけれども、その内給する根源としての家族がどうなっているのかということと経営との問題が一体どういう仕掛けになっているのかという、そういう問題が確かにありますね。それともうひとつ、さっき私が現象を出しましたように、とに姑が何か言えばパッと出ていく、だけどそれはアパートに住むわけです。いすれば凱旋するわけですよ。今の蓮沼のお宅の場合に、未来永劫それをやっていかれるのか、それともこれから一定の時期に扶養問題等起こってまた同居されていくのか、規範どちらの方向を向いているのかということがやはりあると思うんです。

磯辺

今だけじめに関わってですけども、やはり一番問題になるのは相続の問題じゃないですか。日頃のやり方は戦略・戦術いろいろあるでしょうけど、そこで一つ思い出すのは、例えば、岩手県松尾村で、自分の婿が農協関係に勤めてる。その奥さんがおやじさんといっしょに一生懸命働いてくれる。それで奥さんと養子縁組みして、奥さんの地位を確保してやる。さつき耕作権もないという話がありましたけれども、岩手県でこうすることをするのは俺が初めてだということを言つていました。こういうような解決の仕方

があるようだということと一点と、居た様なことが都市近郊に起きますと、相続対策として、次から次に養子を作っていくんですね、そうするとこれは農業解体的な相続になっていく可能性があるわけです。もう一点として、田代さんが報告の中で言われた大規模経営の場合ですね、安城とか、若林農園とか。報告の中で、個人的所

有になっていく可能性ということをちらつと言われたような気がしたのですが。

田代 いやそうじゃないですね。経営の継承が……。

磯辺 息子でなくてよろしい。そうすると優秀な経営者が出てくればそれに譲る。そうすると一代限りになりますね。

田代 そういうことですね、はい。

磯辺 ある意味で個人的な所有に移っていく可能性を示唆されているんじゃないですか。

田代 蕩積されたものについては個人的な所有になるでしょうけれども、ただ若林農園を構成している個々の農家の「いえ」のその所有はどうなっていくかといえばそれはやはり息子が継いで行くんだろうと思います。

磯辺 あの、地権？

田代 ええ、そっちの方ですね。ただ、問題は経営の継承といふことで考えていくと、明らかにそこでは違った現象がでますね、今までには「いえ」の所有と経営とが一体になっているから所有を継ぐものは経営を継ぐもので、経営を継ぐものは所有を継ぐものであつたとということだけれども、経営を継ぐものと所有を継ぐものとはこう分かれしていくのではないかということを現象として申し上げたということと、磯辺先生のもう一つのですね、長男の方の首

は切ってお嫁さんにという形は、それはあることはあると思うんです。

磯辺 別に首を切ったわけじゃないくて長男は当然権利を持つているわけですよ。お嫁さんを養子にするんですよ。

田代 お嫁さんの方をね。それはおそらく極めてレア・ケースだと思います。そういう調査はございませんけれども、農業者年金のやつでもって、女性に経営権が委譲されているというケースは、きちっとしたデータがあるわけじゃないですが家付き娘ですね。その可能性が非常に高いというふうに見ております。いま磯辺さんのおっしゃったような形はあまりないと見ております。

磯辺 おやじさんの期待としては息子が少し慌てるだろうといふことですね。

田代 磯辺さん、それを言うと規範としては息子にまたもどるという話になりますからね、あまり得じゃないんですよ。

安原 まだ色々あるうかと存じますけれども、時間が大分超過しましたのでこの辺で終わらせていただきます。今日は私ども非常に勉強になりましたけれども、同時にまた色々と沢山問題が出されまして、我々共通の問題として考えて行かなければならぬという部分も多々あったのではないだろうかと思います。そういう意味では、漫談の部分も大変重要な問題を含んでいたと私も思いました。今日は本当にどうも有難うございました。

(田代氏の報告のなかの表を紙巾の関係で一部削除しました。
また討論の一部を録音状態が不良のため削除したことをお許し下さい。文責・事務局)

地区研究会の開催状況

○関東・東京地区

日 時 六月三日（土）

場 所 中央大学駿河台記念館

報告者 田代洋一（横浜国立大学）

テー マ 「今日の農業・農村問題における現代直系家族の諸問題」
(報告・討論内容は「研究通信」一五七号掲載)

○中部・近畿地区

日 時 七月一日（土）

場 所 京大会館

報告者とテー マ

長谷川善計（神戸大学）
「家の原型」

古川 彰（中京大学）

「宮座と家—宮座の変容と村落支配を中心に—」

コメンテーター 井ヶ田良治（同志社大学）

（報告・討論内容は寺口瑞生会員のまとめたものを「研究通信」一五八号に掲載する予定）

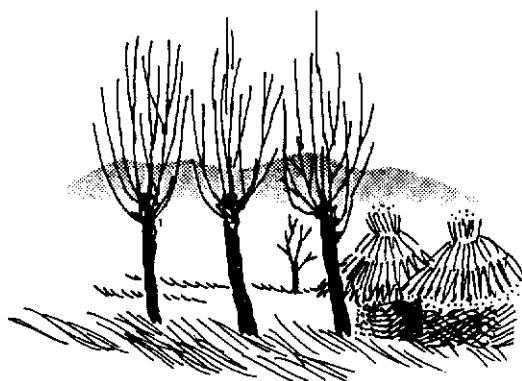
○東北地区

日 時 七月一八日（火）

場 所 東北大教育学部2階会議室

報告者 多々良翼（宮城学院女子大学）

テー マ 「農業生産組織の展開と農業後継者問題」
(報告・討論内容は「研究通信」一五八号に掲載予定)



一九八九年度第四回運営・宿題合同委員会記録

中部近畿地区

日 時 七月一日（土）

場 所 京大会館

報告者 長谷川善計（神戸大）
古川彰（中京大）

コメンテーター 井ヶ田良活（同志社大）
テーマ 「家についての原理」

日 時 一九八九年六月三日（土）
場 所 中央大学駿河台記念館四八〇号室
出席者 相川、磯辺、工藤、黒崎、高山、高橋（明）、東、松田、
安原、吉沢

報告事項

一、事務局

- (1) 「村研通信」一五六号を発行した。

二、会員動向

新入会員 高橋直栄、渋谷長生
死 死 島崎稔（五月十日）

なお、島崎稔会員の葬儀の際、村落議会研究会有志の名で生花を献花した。会員有志から募金させていただいた。

(3) 会費徴集のため、通信一五六号に請求書と郵便振替払込用紙を同封した。

三、編集委員会

年報二五集では自由投稿四論文のうち二論文を掲載することにした。共通課題のうち予定した二論文が掲載できなかった。

三、宿題委員会

地区研究会は中部・近畿地区と東北地区で実施を予定している。

議題

一、第三七回大会について

大会報告の募集をはがきで各自に通知する。報告希望者は八月十五日までに事務局あて、報告者名、テーマを連絡すること。
なおレジュメは八月末日までに事務局あて送ること。

二、第二回研究会について

関東・東京地区、中部・近畿地区、東北地区の研究会が終了後に、宿題委員長 松田苑子会員、宿題委員 高橋（明）会員より共通課題の論点整理をしてもらう。研究会は七月二十一日（金）、午後二時から中央大学駿河台記念館で開催する。

東北地区

七月中旬を予定・詳細は未定

年報編集委員会からお願ひ

村研年報第26集へ、自由課題で投稿を希望されるかたは、
大会当日、編集委員会へお申出下さい。

年報編集委員会（安原、長谷川）

会員異動

新入会員

渋 谷 長 生（弘前大学農学部）

〒〇三六 弘前市学園町一一一弘大職員宿舎三二一一一四四

富 山 一 郎（神戸外国語大学）

〒六〇六 京都市左京区高野東開町一一一三三

東大路高野第三住宅二五一一〇三

電話 ○七五一七二二一四六六七

高 橋 直 栄（新潟県立安塚高等学校）

〒九四二一一四 新潟県東頸城郡松之山町天水島七七九

電話 ○二五五九一六一一六〇六

野 崎 敏 郎（神戸大学大学院文化学専攻）

〒六五八 神戸市東灘区甲南町三一九一三

電話 ○七八一四五一一七七四五

住所・所属変更

明田川 隆亮（新潟県立荒川高校）

〒九五九一三一 新潟県岩船郡荒川町大字坂町

六二三三四七八 川口アパート
電話 ○二五四一六二一四一四六

池 上 甲 一（京都大学農学部）
〒五三〇一〇一 大津市本堅田二十七五六五
電話 ○七七五一七三一四二八六

岩 谷 三四郎（広島県立大学生物資源学部）
〒七二七 広島市庄原市七塙町五六二
電話 ○八二四七一四一一〇〇〇

内 田 司（札幌学院大学人文学部）
〒〇六九 江別市大麻園町十一一七明和学園校宅二F一C
電話 ○一一一三八六一三六九〇

江 口 幸 治（埼玉大学経済学部）
〒三五一 朝霞市根岸台八一一三五シティ根岸台二〇一
電話 ○四八四一六七一三五七四

榎 彰 徳（近畿大学農学部）
〒六三一 奈良市中町三三三七一〇四
電話 ○七四二一四三一五一

簾 光 夫（千葉明徳短期大学）
〒一三三 江戸川区西小岩三一三一一三〇五

佐 々 木 衛（山口大学）
〒七五三 山口市吉敷一四六六一一五

杉山茂（農業総合研究所）

〒九九六 山形県新庄市沼田町二一四二
神谷力（岐阜女子大学地域文化研究所）

古賀倫嗣（熊本大学教育学部）

〒八六〇 熊本市黒髪七一七六三 熊大小宿舎一十九
電話 ○九六一三三七一〇五八五

徳野貞雄（広島県立大学）

〒七三九一一七 広島市安佐北区真亀四一五一五一三〇一

電話 ○八二一八四五一七四八

中島信博（東北大學）

〒九八二 仙台市太白区郡山六一五一六一四〇一

藤井和佐（旧姓 細野和佐）（奈良女子大学大学院）

〒四六四 名古屋市千種区千種一一一〇一四

グリーンハイツ東山苑二〇一

電話 ○五二一七八二一三一五四

不破和彦（東北大學教育学部）

〒九八一—三 仙台市泉区高森四一一一三四七

電話 ○二二一三七八一九三〇四

星山幸男（東北大學）

〒九八一 仙台市太白区八木山本町二一一七一九

明洋荘一〇三号
電話 ○二二一三七八一三五八

八木佐市（広島経済大学）

山本正和（福山文学園大学）

〒四六五 名古屋市名東区勢子坊三一七〇八サン山田四〇三
電話 ○五二一七〇一一七四八九

松田苑子（清泉女子大学）

〒二一四 川崎市多摩区宿河原五一一五一一一六〇三
電話 ○四四一九二二十七七四二

武笠俊一（三重大学医療技術短期大学部）

〒四六四 名古屋市千種区千種一一一〇一四
ヒューチャーハウス一五二〇一號

電話 ○五二一七三三一四八〇四

森川辰夫（農業総合研究所）

〒一二一 足立区西新井二一一一八

電話 ○三一八五六一六七五八

退会

江馬成也（八九年七月）

佐藤守（八九年五月）

満田久義（八九年五月）

死亡

福島直（八九年六月一日）

崎武稔（八九年五月一日）

福武先生の御逝去を悼む

蓮見音彦

福武直先生が、急逝されたという電話を受けたのは、七月一日日曜日の朝であった。八六年一月に先生の奥様が亡くなつた頃に心臓を患わされてから、心配はしていたものの、この春には中国を訪問されると元気にしておられただけに、信じられない思いが先にたつてしまつた。この日の早晚に、気分が悪いといわれて入院され、医師の手当を受ける間もなく心筋梗塞の発作を起こされて亡くなつたとのことである。

東大を定年で退官されたあとは、社会保障研究所長や大学生協連の会長などの仕事をされ、最近は年金制度の改正などのおりに審議会の会長としてテレビニュースに登場されるなど、社会保障などの領域での活躍が主になつていていた。そのため近年は大会に顔を出されることも少なかつたが、村落社会研究会の創立の推進者の一人として、先生はこの会にはずっと深い関心を持ち続けてこられた。

先生と村研との関係はきわめて深いものがあるが、その中でもとくに二つの点を思い起さなければなるまい。第一には、村研の設立の頃の事情である。村研の第一回大会が開かれたのは一九五三年であるが、その前年五二年には長野県西塩田村で日本人文科学会の「社会的緊張」を主題とする研究の一環として、有賀先生を班長に、福武先生とともに小池基之・永原慶一・大内力・内山政照の諸先生など、きわめて学際的な顔ぶれが集まつた農村班の調査が行われ、さ

らに、日本社会学会が、国際的な共同研究として進めた「社会的成層と移動」の一環として、全国の多くの農村社会学者が参加した「農村SSM」調査が準備されるなど、社会学の内外で大きな共同調査が進行していた。こうした背景の上に、五二年の日本社会学会大会が、東京大学と有賀先生のおられる東京教育大学とで開かれた機会に農村研究者の集まりを作ることが提案され、翌年の第一回大会へ向けて、農業経済学や経済史などの研究者を含めた稳り多い組織となるよう積極的な勧誘が行われるなど、熱のこもった準備が進められることになる。村研の創設・最初の段階でのこの会の性格付けを行つた重要な動きの中で、有賀先生・福武先生などの結び付きがきわめて大きな役割を果たしたこととは広く知られている。

もう一つは、村研がかつて行つた「村落社会調査研究叢書」の刊行のことである。調査研究の報告を出版できるようにしようと「有賀さんから農村のSSM研究の調査費残額約一〇万円を預かってい

たので、これに私の調査費の余りを加えて、その刊行資金とした。そして売り切れたら刊行費を出版社から基金にかえしてもらい、さらに継続出版してゆこうと考え」られたのである。この叢書のために福武先生は前後かなりの資金を寄付され、その結果四点の報告書が刊行されたのであるが、残念なことには結局基金の回収ができず、「ばつばつ私の力も枯渇してきた。何んとかしたいとは思うが、あまり望みはない。」(著作集別巻・社会学四〇年一六六頁)と言うことになり、それ以後先生の意をくんで資金の寄付を続けようという人は現れず、この叢書は中断されてしまつていて。

しかしこうしたこと以上に、村研にとって重要なのは福武先生の農村研究が、村研会員の大多数にとって、あるいは研究の出発点と

なり、あるいは省みるよりどころとなってきたことであろう。先生自身で、あるいは先生を中心に行われた調査研究は、きわめて多数におよぶが、それらは戦後改革の過程での農村民主化の課題から、日本本の復興・成長の過程での農村社会のかかえる課題を次々に対象としていた。これらの主題は、激しい農村社会の変動の過程を反映するものであつただけに、先生自身でこれらを素材として日本農村についてのバランスのとれた概観を行い、それが広く影響力を持ったばかりでなく、多くの研究者もその研究を配慮しながら自身の課題を選択して研究を展開して行つた。また、先生の方法論ともいべき、農村社会の構造分析の方法は、調査研究の方法として多くの研究者の調査方法の指針となつた。先生の同族型・講組型という村落類型論は、大きな影響を持ち、日本の地域類型論の研究に刺激をあたえ、研究をつながした。

農村の民主化が日本社会全体の民主化にとって重要な前提をなすとし、戦後農村のかかえる問題の根源を自立しがたい過小農経営に求め、その克服を通じて民主的な農村社会の確立を目指していた先生は、六〇年代後半以降、過小農経営の克服という視点との関わりのもとに、離農問題や農業者年金の調査を主宰される。農業者年金自体は不十分なものとされたが、この調査を契機に国民年金審議会などとの関わりを深めて、社会保障制度の研究へと研究関心を広げて行かれることになる。こうした形での先生の研究関心の移行が、農村社会そのものの変化に起因するのか、大学紛争などの研究条件によるのか、それともわれわれのサポートの仕方が悪かったためか、今となつては分からぬ。農村社会学においてもこの時期は戦後農村の展開やその評価をめぐって重要な論議の行われてきた時期であつ

た。先生が社会保障制度に主要な関心を移しておられて、これらの論議にさほど積極的に加わられなかつたことは、われわれからすれば残念なことであつた。もし先生が以前のように農村研究を積極的にリードされたならば、その後の研究動向も異なる展開をたどつたのではないかと思われる。しかし、それはわれわれの甘えに過ぎる言い方であろう。福武先生は、農村社会学者から、日本の社会や社会保障を論じるより大きな役割を果たされ、その領域でも指導的な役割を果たされたのであり、われわれとしてもそれを喜ばねばなるまい。

いずれにしても、今やわれわれは先生を喪つてしまつた。先生のご冥福をお祈りするとともに、村研も改めて世代交代の時期を迎えていることを感じないわけには行かない。

(東京大学文学部)



島崎さんのこと

安 原 茂

島崎さんが急逝された。新潟県吉川町の調査を御一緒にしてから永い御付合いであり、また、近いうちに農村調査とともにようという計画をたてていたことであつただけに、私には衝撃であった。

三月半ばごろ、肺に水がたまつて入院された島崎さんは、水を抜いたあとかなりお元気になり、ベッドの上に書物を並べて、5月の地域社会学会での基調報告である「転換期の都市と農村」の問題について、種々構想を練つておられた。〈都市と農村〉問題は、島崎さんの、おそらく学問的生涯をかけたテーマであつた。〈都市と農村〉というは、島崎さん流にいえば〈資本と土地所有〉の問題であり、島崎さんははじめてのフィールド・ワークである安中調査は、〈資本・土地所有・賃労働〉の三者葛藤の場であつたことは象徴的である。

私自身、吉川町調査のあと、島崎・北川隆吉編集の「現代日本の都市社会」執筆に参加させて戴き、それ以降都市と農村をたえず視野に収めざるを得なかつたのだが、それも島崎さんに触発されたためであつたかもしれない。ともあれ入院後しばらくの間はかなりお元気でお見舞の私どもに元気に話をされていた。身体に御負担をかけては、と、一回の面会時間はわずかなものだったが、地域社会研究会での報告については大変意欲的であつたようにうかがわれた。というのは、〈都市と農村〉といつても、日本国内にその場を限定せず、

アジア地域をふくめ、グローバルな場においてこの問題を検討されようとする、島崎さんにとってはじめての試みであつたかのように思われる。そしてそれに次のような経緯があった。

永い間、島崎さんと調査や共同研究を重ねてきた研究仲間、（東京女子大の宮川氏、中央大学の吉沢氏、高知大学の大野氏らその他）は、日本社会の現状分析を課題としてきたが、そして日本社会の位置づけの点では世界的視野を念頭においていたとはいへ、それ自体は一種の前提として立てられているにとどまり、世界社会論は直接には検討の課題とされてこなかったというよう。このなかでいち早く海外観察の機会を経験したのは島崎さんであった。その成果が「ボルゴの民」であるが、この経験は、〈都市と農村〉問題を世界的視点なまで検討すべきヒントを島崎さんに示唆されたように思われる。その後、島崎さんはヴェトナム、吉沢さんはインドネシア、タイ、韓国、小生はタイ、中国など、それぞれに変動期にあるアジア農村に接する機会をもち、島崎宅で開かれるささたかな月例研究会で、これららの観察が紹介されることもすくなくなかつた。大野氏も再度のイタリア行の際島崎夫婦と行をともにされてイタリア農村に接する機会をもつた。

こうして、現代農村問題研究会という名前のささやかな勉強会では中根千枝氏の「社会人類学」などをも読んだりして、アジア農村社会を研究現点のなかにあらためて収めようとしてきており、入院されなければ島崎さんの報告もおこなわれることになつていていたのであった。近年、村研の共通課題テーマとして「理境問題」を主張しこられたのも、このような島崎さんの関心の展開と無縁でないのかも知れない。

安中調査から始まり、グローバルな視野からの〈都市・農村〉問題を環境問題と重ねながら把握しようとする現点は、三十余年の学問的生涯の大きなサイクルの後に回帰された新たな端結であったのかかもしれない。

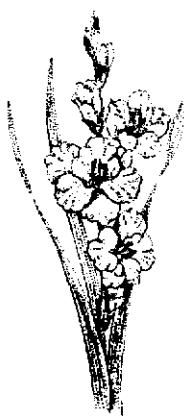
三月五日、病院で息がつまり一時危機におちいられたが、迅速な処理で小康をたどられ、三月九日夜、奥さんのおしらせで病床を訪ねた私に、「グローバルな観点から都市・農村問題をやれるのが楽しみだ」と言われて寝まれたとき、その翌日という急逝を私は寸毫も予期することができなかつた。

島崎さんは、村研では時潮社版の村研年報時代から年報編集に参加され、つねに、そのときそのときの焦点的課題設定に意欲的に参加され、「農民層分解と共同体解体」を基礎觀点とする論点から私たち後進のものは多くのものを学んだが、糸魚川市調査以降の都市論も、都市研究の分野に多くの問題を提示してきた。理論のない実証は、島崎さんがもともと拒否されたことであった。その「実証」のもつ理論的契機の重要性は、「実証」とは何かを私たちに深く教えるものであったが、それとともにすくなくらぬ調査経験をともにした私にとって印象的なことのひとつは、そのいわば“理論的感性”ないし“理論的直観”ともいうべき対象把握における戦略的焦点の認識のありかたであった。それは旧制一高卒業後はじめ入学されたのが京都大学文学部美学科であり（のち東京大学文学部社会学科に転ず）、そのはじめての論文が「能・狂言」（「文学」一七巻四号）であったことと、無縁ではないのかもしれない。能に示される“きびしい艶美”は島崎さんの文体のなかに秘められているのかもしれないといえ思われる。

「経済評価」に掲載された「戦後農村の階層分析について」に接して、島崎さんの存在を識った私が、当時同じ場所にいた美代子夫人に紹介されて島崎さんはじめてお会いして以来三十年の間、島崎さんは折にふれ、頑固な講座派であることを自負しておられたが、その学問の最終課題は透徹した〈戦後日本資本主義分析〉であった。そして、その視点のみちびくままに、ある意味では〈都市・農村問題〉の展開の端緒にたたれたとき急逝された。

村研大会無欠席であった島崎さんがもはや大会に出席されることがない。痛い思いでただ一杯である。

（成蹊大学法学部）



訂 正

会員の出した本

「研究通信」No.一五六号に誤りがありましたので訂正いたします。

頁一上段

(誤) 農村社会編成の論理と展開
— 転換期の家と産業經營をめぐって —

(正) 農村社会編成の論理と展開
— 転換期の家と農業經營をめぐって —

頁二下段

(誤) 藤井 勝
〒四六四 名古屋市千種区清住町一一四八

グリーンハイツ東山苑二〇二

(正) 藤井 勝
〒四六四 名古屋市千種区清住町一一四九
グリーンハイツ東山苑二〇二

若林敬子

『中国の人口問題』

(東京大学出版会、一九八九年、三七〇八円)

北原淳、黒柳晴夫、柄沢行雄、竹内隆夫
『東南アジアの社会学—家族・農村・都市』
(北原淳編、世界思想社、一九八九年、二、二五〇円)
池上甲一、河村能夫、古川彰、嘉田由紀子
『人間にとって農業とは』
(坂本慶一編著、学陽書房、一九八九年、二、七〇〇円)

お願 い

会員の新しい名簿を作成するため、会員の皆様に現在の住所
・所属先をご記入いただけばがき(村研名簿原稿)を同封しま
したので、八月十五日までに事務局宛て返送下さい。

